

令和4(2022)年度 第1回 栃木県生活交通対策協議会 次第

日 時：令和4(2022)年6月8日(水) 14:00～

場 所：栃木県庁本庁舎6階大会議室1

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

【協議事項】

- (1) 令和5(2023)年度地域間幹線系統確保維持計画の策定について
- (2) 「とちぎの公共交通」(令和3(2021)年度版)の発行について

【説明事項】

- (1) 栃木県ABCプロジェクトの推進について
- (2) 交通事業者を対象とした支援事業について
- (3) 栃木県地域公共交通計画(仮称)の策定について

4 その他

5 閉 会

【配付資料】

資料1-1 令和5(2023)年度地域間幹線系統確保維持計画の策定について

資料1-2 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱

資料1-3 令和5(2023)年度運行事業者と対象系統、対象市町一覧

資料1-4 住民意見

資料1-5 地域間幹線系統確保維持計画(関東自動車株式会社)

資料1-6 地域間幹線系統確保維持計画(ジェイアールバス関東株式会社)

資料1-7 地域間幹線系統確保維持計画(日光交通株式会社)

資料1-8 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について

資料 2 「とちぎの公共交通」(令和3(2021)年度版)の発行について

資料 3 栃木県ABCプロジェクトの推進について

資料 4 交通事業者を対象とした支援事業について

資料 5 栃木県地域公共交通計画(仮称)の策定について

栃木県生活交通対策協議会設置要綱

(名称及び目的)

第1条 県内における生活交通の維持、改善及び充実に図り、持続可能な生活交通ネットワークの構築に必要な協議を行うために、栃木県生活交通対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議を行う。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業（以下「乗合バス」という。）に係る路線の休止又は廃止の申出に伴う対応に関する事。
- (2) 生活交通に係る支援に関する事。
- (3) 栃木県バス運行対策費補助金交付要領（以下「国庫協調補助要領」という。）第2条第4号及び栃木県生活バス路線維持費補助金交付要領（以下「県単補助要領」という。）第2条第4号に規定する生活バス路線の指定に関する事。
- (4) 国庫協調補助要領第18条第1項及び県単補助要領第18条第1項に規定する特定課題系統の選定に関する事。
- (5) 国庫協調補助要領第19条第4項及び県単補助要領第19条第4項に規定する改善計画の承認に関する事。
- (6) 生活交通の維持、改善及び充実に係る広域的な取組に関する事。
- (7) その他、生活交通の維持、改善及び充実に必要な事項に関する事。

(構成)

第3条 協議会は、別表1の委員によって構成する。

2 協議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は栃木県県土整備部長を、副会長は国土交通省関東運輸局栃木運輸支局長をもってあてる。
- 3 会長は協議会を代表し、会務を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議等)

第5条 会長は、必要に応じて協議会を招集するものとする。

- 2 協議会の議長は、会長が行う。
- 3 会長は、必要に応じて関係者からの意見を聴くことができるものとする。
- 4 協議会は、委員の二分の一以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 5 協議会の議事は、別段の定めがある場合を除き、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 協議会の会議、議事録要旨及び資料は原則公開とする。ただし、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号）第7条各号に定める情報に該当するものと認めら

れる事項を審議する場合及び会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合はこの限りでない。

(分科会)

第6条 協議会には、次に掲げる事項の協議を行わせるため、分科会を置く。

- (1) 第2条第1号に規定する路線の休廃止に関すること。
 - (2) 第2条第3号に規定する生活バス路線指定に関すること(関係者(この号において、知事及び関係市町村長をいう。)間で、国庫協調補助要領第2条第4号又は県単補助要領第2条第4号の意見が一致しない場合に限る。)
 - (3) 第2条第5号に規定する改善計画の承認に関すること(別表2に掲げる委員間の意見が一致しない場合に限る。)
 - (4) その他、会長が分科会での協議が適当と認める事項に関すること
- 2 分科会は、別表2の委員によって構成する
 - 3 分科会に、座長及び副座長を置く。
 - 4 座長は、栃木県県土整備部交通政策課長を、副座長は国土交通省関東運輸局栃木運輸支局企画輸送部門首席運輸企画専門官をもってあてる。
 - 5 座長は分科会を代表し、会務を統括する。
 - 6 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときはその職務を代理する。
 - 7 分科会は、必要に応じて座長が招集する。
 - 8 座長は、必要に応じて関係者からの意見を聴くことができるものとする。
 - 9 協議会は、分科会の決定事項を協議会の決議とすることができる。

(その他の協議)

第7条 会長は、別途必要に応じて、関係者による協議の場を設けることができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局を栃木県県土整備部交通政策課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年2月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月11日から施行する。

(別表1)

栃木県生活交通対策協議会構成員

- ・ 栃木県県土整備部長
- ・ 国土交通省関東運輸局自動車交通部長
- ・ 国土交通省関東運輸局栃木運輸支局長
- ・ 県内市町村生活交通担当部長（ただし、担当する部がない場合は、担当課長とする。）
- ・ 一般社団法人栃木県バス協会専務理事
- ・ 一般社団法人栃木県タクシー協会専務理事
- ・ 県内一般乗合運送事業者乗合担当部長
- ・ 栃木県交通運輸産業労働組合協議会議長

(別表2)

栃木県生活交通対策協議会分科会構成員

- ・ 栃木県県土整備部交通政策課長
- ・ 国土交通省関東運輸局栃木運輸支局企画輸送部門首席運輸企画専門官
- ・ 関係市町村生活交通担当課長
- ・ 一般社団法人栃木県バス協会専務理事
- ・ 関係一般乗合運送事業者乗合担当課長

栃木県生活交通対策協議会委員名簿

R4(2022).4.1現在

| No. | 所 属 | 役 職 | 備 考 |
|-----|------------------|-----------|-----|
| 1 | 栃木県 | 県土整備部長 | 会 長 |
| 2 | 関東運輸局 | 自動車交通部長 | |
| 3 | 関東運輸局栃木運輸支局 | 支局長 | 副会長 |
| 4 | 宇都宮市 | 総合政策部長 | |
| 5 | 足利市 | 生活環境部長 | |
| 6 | 栃木市 | 生活環境部長 | |
| 7 | 佐野市 | 市民生活部長 | |
| 8 | 鹿沼市 | 市民部長 | |
| 9 | 日光市 | 建設部長 | |
| 10 | 小山市 | 都市整備部長 | |
| 11 | 真岡市 | 総合政策部長 | |
| 12 | 大田原市 | 市民生活部長 | |
| 13 | 矢板市 | 市民生活部長 | |
| 14 | 那須塩原市 | 市民生活部長 | |
| 15 | さくら市 | 総合政策部長 | |
| 16 | 那須烏山市 | まちづくり課長 | |
| 17 | 下野市 | 市民生活部長 | |
| 18 | 上三川町 | 地域生活課長 | |
| 19 | 益子町 | 総務部長 | |
| 20 | 茂木町 | 企画課長 | |
| 21 | 市貝町 | 企画振興課長 | |
| 22 | 芳賀町 | 建設産業部長 | |
| 23 | 壬生町 | 総務部長 | |
| 24 | 野木町 | 産業建設部長 | |
| 25 | 塩谷町 | 企画調整課長 | |
| 26 | 高根沢町 | 地域安全課長 | |
| 27 | 那須町 | ふるさと定住課長 | |
| 28 | 那珂川町 | 総務課長 | |
| 29 | (一社)栃木県バス協会 | 専務理事 | |
| 30 | (一社)栃木県タクシー協会 | 専務理事 | |
| 31 | 関東自動車(株) | 路線バス部部长 | |
| 32 | ジェイアールバス関東(株) | 取締役運輸営業部長 | |
| 33 | 日光交通(株) | 専務取締役 | |
| 34 | 東武バス日光(株) | 取締役運輸統括部長 | |
| 35 | しおや交通(株) | 代表取締役 | |
| 36 | 足利中央観光バス(株) | 代表取締役 | |
| 37 | 栃木県交通運輸産業労働組合協議会 | 議長 | |

令和 5 (2023) 年度地域間幹線系統確保維持計画の策定について

1 概要

地域間幹線系統確保維持計画は、国の「地域公共交通確保維持改善事業」にあるメニューのひとつである「地域間幹線系統確保維持補助金」の交付を受ける際に必要な計画であり、協議会で計画を策定し、国土交通大臣に申請するもの。

2 令和 5 (2023) 年度計画の概要

| 事業者名 | 運行 系統数 | うち みなし系統 | 計画に基づく 国庫補助額 (千円) |
|----------------|-----------|-------------|----------------------|
| 関東自動車株式会社 | 26 | 5 | 105,917 |
| ジェイアールバス関東株式会社 | 1 | 0 | 5,973 |
| 日光交通株式会社 | 2 | 1 | 1,865 |
| 合計 | 29 | 6 | 113,755 |

3 主な補助要件

- ・ 路線定期運行に係るもの。
 - ・ 複数市町にまたがるもの。(平成 13 年 3 月 31 日時点で判定)
 - ・ 1 日当たりの計画運行回数が 3 回以上のもの。
 - ・ 次のいずれかへの需要に対応して設定されるもの。
 - ① 広域行政圏の中心市町村への需要
 - ② 都道府県所在地への需要
 - ③ 広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されていると協議会が認めたものへの需要
- ※ 旧氏家町、旧西那須野町について、③に該当するものとして取り扱う

4 みなし系統について

複数の類似系統があり、以下の基準に該当する場合、同一の補助系統とみなされる(みなし系統)。

| | |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 主系統のキロ程が 10km 未満 | 主系統と異なる区間のキロ程が <u>1 km 以内(※)</u> のもの (※)協議会が認める場合、「2 km 以内」に読み替え |
| 主系統のキロ程が 10km 以上 | 主系統と異なる区間のキロ程が主系統のキロ程の <u>10%以内かつ 10km 以内(※)</u> のもの (※)協議会が認める場合、「20%以内かつ 20km 以内」に読み替え |

【令和 5 年度計画におけるみなし系統】

| 事業者名 | 主系統 | みなし系統 |
|-------|----------------|-------------------------|
| 関東自動車 | JR 宇都宮駅～日光東照宮 | JR 宇都宮駅～篠井ニュータウン～日光東照宮 |
| | | JR 宇都宮駅～篠井ニュータウン～JR 日光駅 |
| | | JR 宇都宮駅～JR 日光駅 |
| | JR 宇都宮駅～今市車庫 | JR 宇都宮駅～篠井ニュータウン～今市車庫 |
| | 駒生営業所～屋板～上三川車庫 | 駒生営業所～健康の森～上三川車庫 |
| 日光交通 | 鬼怒川温泉駅～イオン今市 | 鬼怒川温泉駅～下今市駅 |

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱

抜粋

| | | |
|---------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 23 年 | 3 月 30 日 | 国総計第 97 号 国鉄財第 368 号 国鉄業第 102 号 国自旅第 240 号 国海内第 149 号 国空環第 103 号 |
| 平成 23 年 | 5 月 27 日 | 国総計第 14 号 国空事第 118 号 |
| 平成 23 年 | 7 月 22 日 | 国総支第 4 号 国自旅第 11 号 |
| 平成 23 年 | 9 月 30 日 | 国総支第 20 号 国自旅第 50 号 |
| 平成 24 年 | 3 月 30 日 | 国総支第 60 号 国自旅第 201 号 国空環第 91 号 |
| 平成 24 年 | 4 月 16 日 | 国総支第 7 号 国自旅第 36 号 |
| 平成 24 年 | 11 月 19 日 | 国総支第 43 号 国自旅第 325 号 |
| 平成 25 年 | 5 月 8 日 | 国総支第 8 号 国鉄事第 28 号 国自旅第 21 号 国海内第 10 号 |
| 平成 25 年 | 7 月 19 日 | 国総支第 35 号 国自旅第 70 号 |
| 平成 26 年 | 3 月 28 日 | 国総支第 87 号 国鉄都第 131 号 国鉄事第 397 号 国自旅第 619 号 国海内第 93 号 国空環第 94 号 |
| 平成 26 年 | 5 月 21 日 | 国総支第 12 号 |
| 平成 27 年 | 4 月 9 日 | 国総支第 65 号 国鉄都第 131 号 国鉄事第 330 号 国自旅第 380 号 国海内第 118 号 国空環第 91 号 |

| | | |
|-------|--------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 平成28年 | 3月31日 | 国総支第 60号 国鉄都第127号 国鉄事第470号 国自旅第407号 国海内第136号 国空事第7235号 国空環第 76号 |
| 平成28年 | 11月28日 | 国総支第 45号 国鉄都第 75号 国鉄事第200号 国自旅第210号 国海内第109号 国空環第 56号 |
| 平成29年 | 6月 9日 | 国総支第 15号 国鉄都第 38号 国鉄事第 57号 国自旅第 51号 国海内第 39号 国空事第208号 |
| 平成29年 | 8月 2日 | 国総支第 31号 国自旅第103号 |
| 平成30年 | 4月19日 | 国総支第 68号 国鉄都第195号 国自旅第308号 国海内第195号 国空事第1111号 |
| 平成30年 | 10月25日 | 国総支第 33号 国総安政第65号 |
| 平成31年 | 2月25日 | 国総支第 46号 国鉄都第128号 国鉄事第324号 国自旅第249号 |
| 平成31年 | 4月24日 | 国総支第 1号 国自旅第 2号 |
| 令和 2年 | 2月 5日 | 国総地第 57号 国総交第 97号 国鉄都第111号 国鉄事第361号 国自旅第253号 |
| 令和 2年 | 4月 2日 | 国総地第 80号 |

| | | | |
|----|----|-------|-----------|
| | | | 国鉄都第265号 |
| | | | 国自旅第334号 |
| 令和 | 2年 | 6月22日 | 国総地第33号 |
| | | | 国総安政第22号 |
| 令和 | 2年 | 7月1日 | 国総地第34号 |
| | | | 国総モ第16号 |
| | | | 国鉄事第87号 |
| | | | 国自旅第78号 |
| | | | 国海内第29号 |
| | | | 国空事第414号 |
| 令和 | 3年 | 2月16日 | 国総地第96号 |
| | | | 国鉄事第633号 |
| | | | 国自旅第406号 |
| | | | 国海内第208号 |
| | | | 国空事第1627号 |
| 令和 | 3年 | 4月5日 | 国総地第121号 |
| | | | 国自旅第504号 |
| | | | 国海内第234号 |
| 令和 | 4年 | 2月15日 | 国総地第61号 |
| | | | 国鉄総第385号 |
| | | | 国鉄都第155号 |
| | | | 国自旅第462号 |
| | | | 国自技環第158号 |
| | | | 国海内第272号 |
| 令和 | 4年 | 2月18日 | 国総地第63号 |
| | | | 国鉄事第632号 |
| | | | 国自旅第468号 |
| | | | 国海内第275号 |
| | | | 国空事第1317号 |
| 令和 | 4年 | 3月29日 | 国総地第75号 |
| | | | 国自旅第516号 |

地域公共交通確保維持改善事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び同法施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）並びに離島航路整備法（昭和27年法律第226号）及び同法施行規則（昭和27年運輸省令第71号）その他の法令及び関連通知のほか、この要綱の定めるところによる。

目次

第1編 共通事項（第1条―第3条）

第2編 地域公共交通確保維持事業

第1章 陸上交通（第4条―第25条の16）

第1節 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金

第2節 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

第3節 車両減価償却費等国庫補助金

第4節 公有民営方式車両購入費国庫補助金

第5節 貨客混載導入経費国庫補助金

第2章 離島航路（第26条―第58条）

第1節 総則

第2節 離島航路運営費等補助金

第3節 離島航路構造改革補助金

第3章 離島航空路（第59条―第73条）

第3編 地域公共交通バリア解消促進等事業

第1章 バリアフリー化設備等整備事業（第74条―第91条）

第2章 利用環境改善促進等事業（第92条―第97条）

第3章 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業（第98条―第105条）

第4編 地域公共交通調査等事業

第1章 地域公共交通調査事業（第106条―第123条）

第1節 地域公共交通計画策定事業

第2章 地域公共交通利便増進事業（第127条―第132条）

第1節 利便増進計画策定事業

第2節 利便増進計画推進事業

第3章 地域旅客運送サービス継続推進事業（第132条の2―第132条の7）

第1節 運送継続計画策定事業

第2節 運送継続計画推進事業

第4章 地域公共交通バリアフリー化調査事業

第1節 移動等円滑化促進方針策定事業（第133条―第135条）

第2節 移動等円滑化基本構想策定事業（第136条―第138条）

第1編 共通事項

（目的）

第1条 この補助金は、生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され、また、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等がされるよう、地域公共交通の確保・維持・改善を支援することを目的とする。

（定義等）

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「生活交通確保維持改善計画」とは、地域公共交通の確保・維持・改善のために、都道府県、市区町村、交通事業者若しくは交通施設の管理者等からなる協議会（第3条第2項を除き、以下「協議会」という。）又は都道府県若しくは市区町村が、地域の生活交通の実情のニーズを的確に把握しつつ、当該協議会での議論を経て策定する地域の特性・実情に応じた最適の移動手段の提供、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等を図るための取組についての計画をいう。
- 二 「地域公共交通確保維持事業」とは、地域公共交通の存続が危機に瀕している地域において地域の特性・実状に最適な交通手段を確保・維持するために、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化法」という。）第5条第1項に規定する地域公共交通計画又は生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される離島航路確保維持計画及び離島航空路確保維持計画を含む。）に基づいて実施される事業をいう。
- 三 「地域公共交通バリア解消促進等事業」とは、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等を図るために実施される事業であって、「バリアフリー化設備等整備事業」、「利用環境改善促進等事業」及び「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」をいう。
- 四 「バリアフリー化設備等整備事業」とは、公共交通機関における高齢者・障害者等の移動に係る利便性及び安全性の向上の促進等を図るために生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される生活交通改善事業計画を含む。）に基づいて実施される事業をいう。
- 五 「利用環境改善促進等事業」とは、バリアフリー化されたまちづくりの一環としてより制約の少ないシステムの導入等地域公共交通の利用環境改善を促進するために生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される生活交通改善事業計画を含む。）に基づいて実施される事業をいう。
- 六 「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」とは、鉄道及び軌道による輸送の安全を確保するために生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される生活交通改善事業計画を含む。）に基づいて実施される事業をいう。
- 七 「地域公共交通調査事業」とは、次のいずれかに掲げる事業をいう。
 - イ 地域公共交通確保維持事業又は地域公共交通バリア解消促進等事業による補助を受けようとする事業について定める生活交通確保維持改善計画等の計画を策定するために必要な調査を行う事業（ロ、次号イ及び第九号イに掲げるものを除く。）
 - ロ 地域公共交通計画を策定するために必要な調査を行う事業
- 八 「地域公共交通利便増進事業」とは、次のいずれかに掲げる事業をいう。
 - イ 活性化法第27条の16第1項に規定する地域公共交通利便増進実施計画（以下「利便増進計画」という。）を策定するために必要な調査を行う事業
 - ロ 利便増進計画（活性化法第27条の17の規定により大臣の認定を受けたものに限る。第128条及び別表26-1の利便増進計画策定事業に係る補助対象経費の欄を除き、以下同じ。）に基づいて実施される利用促進に係る事業及び当該

計画の達成状況等の評価に係る事業

- 九 「地域旅客運送サービス継続推進事業」とは、次のいずれかに掲げる事業をいう。
- イ 活性化法第27条の2第1項に規定する地域旅客運送サービス継続実施計画（以下「運送継続計画」という。）を策定するために必要な調査を行う事業
 - ロ 運送継続計画（活性化法第27条の3の規定により大臣の認定を受けたものに限る。第132条の3及び別表26-2の運送継続計画策定事業に係る補助対象経費の欄を除き、以下同じ。）に基づいて実施される利用促進に係る事業及び当該計画の達成状況等の評価に係る事業
- 十 「地域公共交通バリアフリー化調査事業」とは、次のいずれかに掲げる事業をいう。
- イ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）第24条の2第1項に規定する移動等円滑化促進方針を策定するために必要な調査を行う事業
 - ロ バリアフリー法第25条第1項に規定する移動等円滑化基本構想を策定するために必要な調査を行う事業
- 2 協議会、都道府県又は市区町村は、住民、地域公共交通の利用者、その他利害関係者の意見を反映させるため、前項第一号の生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される離島航路確保維持計画、離島航空路確保維持計画及び生活交通改善事業計画を含む。）を策定しようとするときは、あらかじめ協議会への当事者の参加、アンケート、ヒアリング、公聴会又はパブリックコメント等を行わなければならない（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業を除く。）。
- 3 協議会、都道府県又は市区町村は、第1項第一号の生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される離島航路確保維持計画、離島航空路確保維持計画を含む）を策定するに当たって、外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（平成9年法律第91号）第5条の外客来訪促進計画が策定されているときは同計画と整合性のとれたものでなければならない。

（協議会）

第3条 前条第1項第一号の協議会は、以下の者によって構成される。

- 一 関係する都道府県又は市区町村
 - 二 関係する交通事業者又は交通施設管理者等
 - 三 地方運輸局（神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む。以下「地方運輸局等」という。）又は地方航空局
 - 四 その他地域の生活交通の実状、その確保・維持・改善の取組に精通する者等協議会が必要と認める者
- 2 第2編第1章の陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画を作成する都道府県又は市町村が組織する活性化法第6条第1項に規定する協議会（以下「活性化法法定協議会」という。）にあっては、地域間幹線系統は地域間のみならず地域内の生活交通の機能を有すること、地域内フィーダー系統は地域間幹線系統と一体として地域の生活交通ネットワークを形成するものであることから、これら

を踏まえ、的確かつ効果的な計画の策定が可能となるよう関係する都道府県及び市区町村がともに参加すること。

- 3 第2編第2章の離島航路に係る地域公共交通確保維持事業に係る生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される離島航路確保維持計画を含む。）を策定する協議会にあっては、離島航路が地域の幹線交通であるとともに生活交通であることから関係する都道府県及び市区町村がともに参加すること。
- 4 地方運輸局等及び地方航空局は、生活交通確保維持改善計画の策定に必要な助言等を行う。
- 5 協議会は、補助対象事業ごとに補助対象事業について評価を行い、その結果について地方運輸局又は地方航空局の長に報告しなければならない。

第2編 地域公共交通確保維持事業

第1章 陸上交通

第1節 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金

（補助対象事業者等）

第4条 本節における補助対象事業者は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業（以下「乗合バス事業」という。）を営業者（以下「乗合バス事業者」という。）であって、活性化法法定協議会での議論を経て、第8条第1項に基づき定めた地域公共交通計画に運送予定者として記載されている者又は地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画を作成した活性化法法定協議会とする。

- 2 国土交通大臣（以下「大臣」という。）は、予算の範囲内において、第6条の補助対象事業に係る補助対象経費の1/2に相当する額以内の額を、補助対象事業者に対し交付する。ただし、災害等の予期しない事由により欠損が増大した場合その他特に調整を必要とする場合には、予算の範囲内で額を増減することができる。

（補助対象期間）

第5条 本節における補助対象事業の補助対象期間は、国庫補助金の交付を受けようとする会計年度（財政法（昭和22年法律第34号）第11条に規定する会計年度をいう。以下同じ。）の9月30日を末日とする1年間とする。

（補助対象事業の基準）

第6条 本節における補助対象事業は、別表1に定める要件に適合する運行系統に係る運行であって、かつ、別表2に定めるところにより補助対象経費の額が算定されるものとする。

- 2 前項の規定は、利便増進計画又は運送継続計画に地域間幹線系統と位置付けられた運行系統については、当該利便増進計画又は当該運送継続計画に実施予定期間とし

て定められた期間中に限り、「別表 1」とあるのは「別表 3」と、「別表 2」とあるのは「別表 4」と読み替えるものとする。

(地域公共交通計画)

第 7 条 陸上交通（地域間幹線系統）に係る地域公共交通確保維持事業（以下この条において単に「地域公共交通確保維持事業」という。）を行う場合は、地域公共交通計画に、当該地域公共交通計画の計画期間内における次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。

- 一 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割
 - 二 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
 - 三 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
 - 四 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービス（活性化法第 1 条に規定する地域旅客運送サービスをいう。以下同じ。）の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法
- 2 前項の地域公共交通計画には、次に掲げる事項について具体的に記載した書類を添付するものとする。
- 一 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細
 - 二 前項第一号の運行系統の概要及び運送予定者
 - 三 前項第一号の運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法
 - 四 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
 - 五 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書（前条第 2 項の場合においては、別表 3 の補助対象事業の基準ホただし書）に基づき、活性化法法定協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた運行系統にあつては、当該運行系統の概要
 - 六 別表 1 の補助対象事業の基準ニ（前条第 2 項の場合においては、別表 3 の補助対象事業の基準ニ）に基づき、活性化法法定協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村への需要に対応して設定された運行系統にあつては、当該市町村の一覧
 - 七 地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組（取組内容、実施主体、定量的な効果目標（収支改善率 1 % 以上を原則）、実施時期及びその他特記事項）
- 3 第 6 条第 2 項の規定による補助対象事業の基準の特例（以下この節において「利便増進特例」又は「運送継続特例」という。）を受けようとする場合においては、第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、第 1 項及び第 2 項に掲げる事項のうち利便増進計画又は運送継続計画に記載された事項については、記載を省略することができる。
- 4 活性化法法定協議会は、第 2 項第二号の運行系統に係る運送予定者の選定に当たっては、これに拠りがたい事情があると大臣が認める場合を除き、サービスの品質・企

画内容、価格等を総合的に比較考慮するため、企画競争その他これに準ずる競争性のある方法により行わなければならない。なお、一の補助対象期間を分割して又は複数の補助対象期間にまたがって運送予定者を選定することを妨げない。

- 5 補助対象期間の前々補助対象期間及び前々々補助対象期間において、第2項第七号に規定する定量的な効果目標の達成度合いが著しく悪い状況（当該補助対象期間の収支率がいずれもその前年度の補助対象期間の収支率を下回る状況）となった運行系統にあっては、同号における生産性を向上させる取組の実施状況を踏まえ、当該運行系統の収支率を改善させるための具体的な取組内容及び収支率の改善目標値を記載した「改善計画（2ヶ年計画）」を策定し、地域公共交通計画に添付するものとする。ただし、燃料高騰等のやむを得ない外的要因により当該目標の達成度合いが著しく悪い状況となったと認められる場合を除く。
- 6 補助対象期間の前補助対象期間の終了時において、前補助対象期間、前々補助対象期間及び前々々補助対象期間のいずれもが、定量的な効果目標の達成度合いが著しく悪い状況となった運行系統にあっては、前項の改善計画を実施するものとする。ただし、燃料高騰等のやむを得ない外的要因により当該目標の達成度合いが著しく悪い状況となったと認められる場合を除く。

（地域公共交通計画の認定の申請）

第8条 活性化法法定協議会は、本節の補助金の交付を受けて補助対象系統の運行を確保・維持しようとするときは、当該活性化法法定協議会の議論を経て策定された、前条第1項各号に掲げる事項を記載した地域公共交通計画に、同条第2項各号に掲げる事項を記載した書類を添付し、大臣に認定を申請するものとする。

- 2 前項の認定の申請は、様式第1-1による地域公共交通計画認定申請書を毎年、補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度の6月30日（補助金の交付を受けようとする前年度に第109条第1項に基づき地域公共交通調査事業の交付決定を受けた場合その他の当該期限までに提出しないことについて合理的な理由があると大臣が認める場合にあっては大臣が指定する日）までに大臣に提出して行うものとする。
- 3 活性化法法定協議会は、前項の提出をするときは、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、過去に地域公共交通計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
 - 一 運送予定者それぞれの、補助対象期間の前々年度、前々々年度及び前々々々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）第2条第2項の事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
 - 二 運送予定者それぞれの、様式第1-5による補助対象期間の前々年度、前々々年度及び前々々々年度に係る運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象系統に係るものに限る。）
 - 三 利便増進特例を受けようとする場合にあっては、認定を受けた利便増進計画の写し及び認定通知書の写し並びに利便増進特例を受けようとする運行系統の再編の概要
 - 四 運送継続特例を受けようとする場合にあっては、認定を受けた運送継続計画の写

し及び認定通知書の写し並びに運送継続特例を受けようとする運行系統の概要

(地域公共交通計画の変更)

第9条 活性化法法定協議会は、前条の規定により申請された地域公共交通計画に記載された地域公共交通確保維持事業の内容を変更するときは、あらかじめ計画の変更について当該活性化法法定協議会の議論を経て大臣の認定を受けるものとする。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 前項の認定の申請は、様式第1-2による地域公共交通計画変更認定申請書を大臣に提出して行うものとする。

3 前条第3項の規定は、本条において準用する。

(地域公共交通計画の認定)

第10条 大臣は、活性化法法定協議会から第8条第2項の規定に基づく地域公共交通計画認定申請書又は前条第2項に基づく地域公共交通計画変更認定申請書の提出があったときは、これを第6条の補助対象事業の基準に従って審査の上、補助対象期間の開始前（第8条第2項の規定に基づき大臣が指定する日までに行われた認定申請にあつては大臣が別途指定する日、計画変更の認定申請にあつては予定変更日前。次項において同じ。）に認定を行い、当該活性化法法定協議会に通知するものとする。

2 活性化法法定協議会は、前項の通知があったときは、当該通知に係る地域公共交通計画に運送予定者として記載されている者に対し、補助対象期間の開始前に通知しなければならない。

3 前項の運送予定者は、活性化法法定協議会から同項の通知があったときは、当該通知の内容に基づき、補助対象期間における運行を行うものとする。

(補助金交付申請)

第11条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1-8による申請書を、補助金の交付を受けようとする会計年度の11月30日までに大臣に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の提出をするときは、前条第3項の規定により運行を行った運送予定者（以下「運送実施者」という。）に関して、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

一 補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）第2条第2項の事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

二 様式第1-5による補助対象期間に係る運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象系統に係るものに限る。）

三 様式第1-5-2による補助対象期間に係る地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組実績

(交付の決定及び額の確定等)

第12条 大臣は、前条第1項の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、

審査の上、交付決定及び額の確定を行い、様式第 1－9 による交付決定及び額の確定通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

- 2 大臣は、運送実施者が、認定を受けた地域公共交通計画に基づく補助対象事業の全部又は一部を実施しなかったときは、その実施しなかった割合に応じ、当該計画に記載された金額から全部又は一部を減額して補助対象事業者に対する補助金の額を確定する。この場合において、補助対象期間の末日（9月30日）までに廃止又は休止された補助対象系統については、補助金の額の全部を減額するものとする。ただし、天災その他やむを得ない事情がある場合はこれらの限りではない。

（補助金の請求）

- 第 13 条 補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第 1－21 による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。

（補助金の整理）

- 第 14 条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区別して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

（中略）

(中略)

附 則 (国総地第 1 2 1 号、国自旅第 5 0 4 号、国海内第 2 3 4 号)

(施行期日)

第 1 条 この要綱の改正は、令和 3 年度予算から施行する。ただし、改正後の要綱 (以下「新要綱」という。) 別表 7 補助対象事業の基準ハ② (1) 及び別表 9 補助対象事業の基準ハ② (1) に係る改正は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 (令和 3 年法律第十九号) の施行の日から施行する。

(第 2 編第 1 章の改正に係る経過措置)

第2条 第2編第1章に規定する事業については、令和6年度予算に係る事業までの間は、なお従前の例によることができる。

地域間幹線系統確保維持費国庫補助金 (補助対象事業の基準)

| 補助対象事業者 | 補助対象経費 | 補助対象事業の基準 | 補助率 |
|---------------------------|---------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 一般乗合旅客自動車運送事業者及び活性化法法定協議会 | 補助対象系統に係る補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額であって、別表 2 に定めるところにより算出される経費 | <p>都道府県又は市町村が定めた地域公共交通計画に掲載された運行系統の運行のうち、次のイからリまでの全てに適合するもの。</p> <p>イ 乗合バス事業者であって、活性化法法定協議会で議論を経て、第 7 条第 1 項各号に掲げる事項を記載した地域公共交通計画に記載されている運送予定者による運行であること。</p> <p>ロ <u>道路運送法施行規則第 3 条の 3 第一号に規定する路線定期運行に係るもの。</u></p> <p>ハ <u>複数市町村にまたがるもの。</u>ただし、この要件の成否は、平成 13 年 3 月 31 日における市町村の状態に応じて決定するものとする。</p> <p>ニ 次のいずれかの需要に対応して設定されるもの。</p> <p>① <u>別表 5 に定める広域行政圏の中心市町村への需要</u></p> <p>② <u>都道府県庁所在地への需要</u></p> <p>③ <u>上記以外の市町村であって、総合病院等医療機関、学校等の公共施設及び商業施設等が存在するなど、広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されていると活性化法法定協議会が認めたものへの需要</u></p> <p>ホ 1 日当たりの計画運行回数が 3 回以上のもの。ただし、活性化法法定協議会が認めた場合は、平日 1 日当たりの計画運行回数が 3 回以上のものとする。</p> <p>ヘ 次式によって算出される補助対象期間の <u>1 日当たりの輸送量が 15 人～150 人と見込まれ、かつ、過去に 2 ケ年度連続して 1 日当たりの実績輸送量が 15 人未満又は 150 人超ではないもの。</u></p> $\text{計画平均乗車密度} \times \text{計画運行回数}$ <p>ト 補助対象期間に、当該運行系統の運行によって得る経常収益の見込額が同期間の当該運行系統の補助対象経常費用の見込額に達しておらず、かつ、過去 2 ケ年度連続して経常収益が経常費用を超えていないもの。</p> <p>チ 補助対象期間の末日 (9 月 30 日) において引き続き運行される予定のものであること (補助対象期間の途中に補助対象系統の合併、分割その他の再編を行う場合にあっては、再編を行う日までに地域公共交通計画の認定又は変更の認定を受けて実施する場合に限り、同一の</p> | 1 / 2 |

| | | | |
|--|--|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| | | <p>補助対象系統が補助対象期間中継続して運行しているものとして取り扱う。)</p> <p>リ 第7条第5項に規定する改善計画を実施する運行系統であって、補助対象経費が別表2の1. に基づく補助対象経常費用の9/20に相当する上限額となる運行系統又は補助対象経費の算出にあたって別表2の5. の適用を受ける運行系統以外の運行系統にあつては、当該改善計画の期間終了時において当該改善計画で設定した目標値を達成したもの。(燃料高騰等のやむを得ない外的要因により目標値を達成しなかったと認められる場合を含む。)</p> | |
|--|--|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|

(注)

1. 「計画平均乗車密度」とは、次式によって算出された数値をいう。(小数点第1位まで算出。第2位以下切り捨て。)

$$\text{「計画平均乗車密度」} = \text{「計画運送収入」} \div \text{「計画実車走行キロ」} \div \text{「平均賃率」}$$

2. 「計画運送収入」は、同一の補助対象系統として取り扱われる既存の運行系統の実績額がある場合は、当該運行系統の実車走行キロ当たり運送収入の実績額に計画実車走行キロを乗じて算出する。実績額がない場合は、補助対象経常費用の11/20と活性化法法定協議会が算出する運送収入の見込額のうち、いずれか高い方の額を計画運送収入とする。

3. 「平均賃率」とは、次式によって算出された数値をいう。(銭単位まで算出。銭未満切り捨て。)

$$\text{「平均賃率」} = \text{「停留所相互間総運賃額」} \div \text{「停留所相互間総キロ」}$$

なお、補助対象期間中に運賃改定が予定されている場合は、次式によって算出することとする。

$$\text{「平均賃率」} = (\text{「運賃改定前適用の平均賃率} \times \text{日数」} + \text{「運賃改定後適用の平均賃率} \times \text{日数」}) \div \text{「総適用日数」}$$

地域間幹線系統確保維持費国庫補助金 (補助対象経費の算出方法)

| 補助対象経費の算出方法 | |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. | 補助対象経費の額は、 <u>補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額とする。ただし、補助対象経常費用の見込額の $9/20$ に相当する額を限度とする。</u> (補助対象期間中に補助対象系統の合併・分割その他の再編が予定されている場合は、再編前後の運行予定日数に応じて算出した額の合計額とする。) |
| 2. | 補助対象経常費用の見込額は、次式によって算出して得られた額以下の額とする。 当該運送予定者の実車走行キロ当たり経常費用の見込額 × 当該補助対象系統の計画実車走行キロ ただし、実車走行キロ当たり経常費用の見込額が、別表 6 に基づく補助ブロック毎に定める地域キロ当たり標準経常費用を上回る場合は、次式によって算出して得られた額以下の額とする。(沖縄県及び離島に係る運行系統を除く。) 地域キロ当たり標準経常費用 × 当該補助対象系統の計画実車走行キロ |
| 3. | 経常収益の見込額は、次式によって算出して得られた額以上の額とする。 当該補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の見込額 × 当該補助対象系統の計画実車走行キロ ただし、新設運行系統で実績額がない場合は、補助対象経常費用の見込額の $11/20$ に相当する額と活性化法法定協議会が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額とする。 |
| 4. | 補助対象系統が他の運行系統と競合し、その競合区間のキロ程の合計が当該補助対象系統の 50% 以上である場合にあっては、当該競合運行系統の輸送量の和が 1 日当たり 150 人を超えることが見込まれるものに係る補助対象経費の額は、次式により計算された額とする。 $\text{当該補助対象系統の補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額} \times \left(\frac{\text{当該補助対象系統の総キロ程} - \text{競合区間に係るキロ程}}{\text{当該補助対象系統の総キロ程}} \right)$ |
| 5. | 補助対象経費の額は、平均乗車密度の見込数値が 5 人未満の補助対象系統については、当該運行系統の輸送量を 5 人で除した数値 (端数切り捨て) を運行回数とみなした場合の当該運行回数分に相当する額とする。ただし、過去に地域公共交通計画、生活交通確保維持改善計画又は被災地域生活交通確保維持計画において補助対象となっていない運行系統であって、別表 2 5 の地域公共交通協働トライアル推進事業の要件を満たす地域公共交通計画に位置付けられた補助対象系統にあっては、3 年間に限り、この限りではない。 |

(注)

- 「運送予定者の実車走行キロ当たり経常費用」とは、運送予定者 (地域公共交通計画に運送予定者として記載された者。以下この表において同じ。) の基準期間 (※ 1) を含む過去 3 年間 (※ 3) における乗合バス事業の経常費用を実車走行キロの実績値で除した 1 キロメートル当たりの経常費用 (当該期間における一時的な燃料費の高騰その他の特別の理由により算出された額をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、大臣が適当と認める額) を平均して得られた額をいう。(第 2 編第 1 章第 3 節に係る経常費用を除く。)
- 「地域キロ当たり標準経常費用」とは、乗合バス事業の運賃原価算定基準により算定された基準年度 (※ 2) を含む過去 3 年間 (※ 3) における乗合バス事業の標準原価に基づき算出される地方民営乗合バス事業者の当該補助ブロックを含む地域の実車走行キロ 1 キロメー

ル当たりの標準経常費用を平均して得られた額をいう。(第2編第1章第3節に係る経常費用を除く。)

なお、大臣は、地域キロ当たり標準経常費用の算出に当たり、当該地域キロ当たり標準経常費用の対象期間における燃料価格その他地域キロ当たり標準経常費用を構成する要素が直近の値と著しく乖離しており、適切な設定ができない場合には、これを補正した上で算出することとする。

3. 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」とは、運送予定者の基準期間(※1)を含む過去3年間(※3)における補助対象系統の経常収益を実車走行キロの実績値で除した1キロメートル当たりの経常収益を平均して得られた額をいう。

4. 「離島」とは、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島に属する島及び小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第2条第1項に規定する小笠原諸島に属する島並びに沖縄振興特別措置法第3条第三号に規定する離島をいう。

(※1) 基準期間とは、補助対象期間(10月1日~翌9月末日)の前々補助対象期間をいう。

(※2) 基準年度とは、補助金の交付を受けようとする会計年度(4月1日~翌3月末日)の前々々会計年度をいう。

(※3) 過去3年間とは、基準期間又は基準年度を最終年度とする連続した過去3年間をいう。

別表5 (別表1・3 関連)

地域間幹線系統確保維持費国庫補助金 (広域行政圏の中心市町の一覧表)

| 北海道 | 東北 | | | | | | 北陸信越 | | | | 関東 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|---------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 北海道 | 青森県 | 岩手県 | 宮城県 | 福島県 | 秋田県 | 山形県 | 新潟県 | 長野県 | 富山県 | 石川県 | 茨城県 |
| 滝川市 富良野市 紋別市 帯広市 網走市 留萌市 稚内市 士別市 名寄市 深川市 函館市 静内町 浦河町 室蘭市 岩見沢市 釧路市 苫小牧市 小樽市 倶知安町 旭川市 江差町 北檜山町 根室市 中標津町 札幌市 | 弘前市 八戸市 五所川原市 青森市 むつ市 十和田市 | 盛岡市 水沢市 久慈市 一関市 花巻市 北上市 釜石市 大船渡市 宮古市 二戸市 | 石巻市 白石市 角田市 築館町 古川市 迫町 気仙沼市 仙台市 | 白河市 原町市 相馬市 喜多方市 二本松市 会津若松市 富岡町 郡山市 須賀川市 福島市 田島町 | 湯沢市 横手市 本荘市 鷹巣町 能代市 鹿角市 大曲市 秋田市 大館市 | 新庄市 米沢市 寒河江市 鶴岡市 酒田市 村山市 山形市 | 三条市 燕市 柏崎市 新発田市 上越市 糸魚川市 十日町市 六日町 両津市 佐和田町 長岡市 小出町 新潟市 五泉市 村上市 新井市 | 小諸市 佐久市 飯田市 木曾福島町 伊那市 中野市 飯山市 大町市 松本市 上田市 長野市 岡谷市 諏訪市 茅野市 | 砺波市 魚津市 黒部市 高岡市 富山市 新湊市 | 七尾市 羽咋市 輪島市 小松市 金沢市 | 下館市 古河市 大宮町 水戸市 ひがしみどり市 笠間市 土浦市 石岡市 鉾田町 水海道市 日立市 龍ヶ崎市 つくば市 |

| 関東 | | | | | | | 中部 | | | | |
|-----------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--------------|-------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 栃木県 | 群馬県 | 埼玉県 | 千葉県 | 東京都 | 神奈川県 | 山梨県 | 福井県 | 岐阜県 | 静岡県 | 愛知県 | 三重県 |
| 栃木市 真岡市 今市市 足利市 鹿沼市 烏山町 宇都宮市 小山市 大田原市 黒磯市 矢板市 | 沼田市 高崎市 太田市 伊勢崎市 渋川市 富岡市 前橋市 中之条町 藤岡市 桐生市 | 秩父市 本庄市 熊谷市 深谷市 東松山市 | 茂原市 木更津市 東金市 館山市 佐原市 銚子市 八日市場市 旭市 勝浦市 大多喜町 大原町 成田市 佐倉市 印西市 | 青梅市 | 小田原市 津久井町 | 富士吉田市 都留市 大月市 市川大門町 増穂町 韭崎市 塩山市 山梨市 甲府市 楡形町 石和町 | 福井市 武生市 鯖江市 敦賀市 小浜市 大野市 勝山市 | 高山市 美濃加茂市 中津川市 恵那市 関市 大垣市 八幡町 多治見市 岐阜市 揖斐川町 萩原町 | 掛川市 島田市 磐田市 浜松市 沼津市 下田市 静岡市 焼津市 藤枝市 富士市 天竜市 | 新城市 豊川市 蒲郡市 西尾市 豊田市 岡崎市 豊橋市 | 上野市 松阪市 熊野市 伊勢市 津市 尾鷲市 大台町 鈴鹿市 桑名市 四日市市 |

| 近畿 | | | | | 中国 | | | | | 四国 | |
|-------------------------------------------|-------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|-----------------------------------------|-------------------|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 滋賀県 | 京都府 | 兵庫県 | 奈良県 | 和歌山県 | 鳥取県 | 島根県 | 岡山県 | 広島県 | 山口県 | 徳島県 | 香川県 |
| 彦根市 近江八幡市 八日市市 今津町 水口町 大津市 | 宮津市 峰山町 福知山市 舞鶴市 綾部市 亀岡市 園部町 木津町 | 豊岡市 八鹿町 和田山町 西脇市 小野市 加西市 洲本市 相生市 赤穂市 篠山市 山崎町 姫路市 龍野市 柏原町 加古川市 高砂市 | 桜井市 王寺町 大和高田市 五條市 天理市 橿原市 | 御坊市 田辺市 新宮市 橋本市 有田市 和歌山市 | 倉吉市 鳥取市 米子市 | 出雲市 益田市 松江市 浜田市 西郷町 大田市 | 津山市 新見市 勝山町 落合町 久世町 高梁市 美作町 笠岡市 井原市 岡山市 倉敷市 玉野市 総社市 備前市 和気町 | 三次市 庄原市 加計町 千代田町 吉田町 竹原市 福山市 府中市 三原市 東広島市 尾道市 因島市 広島市 大竹市 呉市 江田島町 | 宇部市 小野田市 美祢市 萩市 柳井市 山口市 防府市 下関市 岩国市 徳山市 下松市 光市 新南陽市 長門市 | 池田町 鴨島町 脇町 徳島市 阿南市 | 観音寺市 大内町 津田町 土庄町 丸亀市 善通寺市 高松市 坂出市 |

| 四国 | | 九州 | | | | | | | 沖縄 |
|--------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| 愛媛県 | 高知県 | 福岡県 | 佐賀県 | 長崎県 | 熊本県 | 大分県 | 宮崎県 | 鹿児島県 | 沖縄 |
| 宇和島市 八幡浜市 大洲市 今治市 松山市 新居浜市 西条市 東予市 川之江市 伊予三島市 | 中村市 安芸市 須崎市 高知市 土佐市 本山町 佐川町 | 八女市 筑後市 行橋市 豊前市 久留米市 大牟田市 柳川市 甘木市 飯塚市 直方市 田川市 | 唐津市 佐賀市 武雄市 鹿島市 鳥栖市 伊万里市 | 島原市 諫早市 福江市 佐世保市 上五島町 有川町 郷ノ浦町 長崎市 厳原町 平戸市 松浦市 | 人吉市 玉名市 一の宮町 本渡市 山鹿市 八代市 熊本市 宇土市 菊池市 水俣市 | 日田市 玖珠町 佐伯市 豊後高田市 宇佐市 中津市 国東町 大分市 別府市 臼杵市 三重町 竹田市 | 都城市 小林市 延岡市 日向市 宮崎市 日南市 西都市 高鍋町 | 出水市 川内市 加世田市 指宿市 鹿屋市 国分市 鹿児島市 名瀬市 西之表市 | 平良市 名護市 石垣市 沖縄市 那覇市 |

(平成13年3月31日現在)

地域間幹線系統確保維持費国庫補助金（補助ブロック一覧表）

| ブロック名 | 適用地域 | 備考 |
|-------|-------------------------------------------------------|-------------------------|
| 北北海道 | 旭川、帯広、釧路及び北見運輸支局管内 | |
| 南北海道 | 札幌、函館及び室蘭運輸支局管内 | |
| 東北 | 青森県、岩手県、宮城県及び福島県 | |
| 羽越 | 秋田県、山形県及び新潟県 | |
| 長野 | 長野県 | |
| 北関東 | 群馬県、栃木県及び茨城県 | |
| 千葉 | 千葉県 | |
| 武蔵・相模 | 埼玉県、東京都三多摩地区及び神奈川県 | 京浜及び山梨・静岡ブロックに属する地域を除く。 |
| 京浜 | 東京都特別区、三鷹市、武蔵野市、調布市、狛江市、川崎市及び横浜市 | |
| 山梨・静岡 | 山梨県、静岡県及び神奈川県西部 | |
| 東海 | 愛知県、三重県及び岐阜県 | |
| 北陸 | 福井県、石川県及び富山県 | |
| 北近畿 | 滋賀県、京都府及び兵庫県 | 京阪神ブロックに属する地域を除く。 |
| 南近畿 | 奈良県及び和歌山県 | |
| 京阪神 | 大阪府、京都府（京都市を含む大阪府に隣接する地域）及び兵庫県（神戸市及び明石市を含む大阪府に隣接する地域） | |
| 山陰 | 鳥取県及び島根県 | |
| 山陽 | 岡山県、広島県及び山口県 | |
| 四国 | 香川県、愛媛県、徳島県及び高知県 | |
| 北九州 | 福岡県、佐賀県、長崎県及び大分県 | |
| 南九州 | 熊本県、宮崎県及び鹿児島県 | |
| 沖縄 | 沖縄県 | |

| | | | | | |
|----|-------|-----|-----|------|------|
| | 平成23年 | 4月 | 1日 | 国総計第 | 5号 |
| | | | | 国鉄財第 | 4号 |
| | | | | 国鉄業第 | 4号 |
| | | | | 国自旅第 | 20号 |
| | | | | 国海内第 | 8号 |
| | | | | 国空環第 | 5号 |
| 改正 | 平成23年 | 6月 | 1日 | 国総計第 | 23号 |
| | | | | 国空事第 | 119号 |
| 改正 | 平成23年 | 8月 | 31日 | 国総支第 | 9号 |
| | | | | 国自旅第 | 30号 |
| 改正 | 平成23年 | 12月 | 5日 | 国総支第 | 34号 |
| 改正 | 平成24年 | 5月 | 21日 | 国総支第 | 12号 |
| | | | | 国自旅第 | 101号 |
| 改正 | 平成24年 | 11月 | 19日 | 国総支第 | 44号 |
| | | | | 国自旅第 | 326号 |
| 改正 | 平成25年 | 5月 | 8日 | 国総支第 | 9号 |
| | | | | 国鉄事第 | 29号 |
| | | | | 国自旅第 | 22号 |
| | | | | 国海内第 | 11号 |
| | | | | 国空環第 | 14号 |
| 改正 | 平成25年 | 11月 | 29日 | 国総支第 | 62号 |
| 改正 | 平成26年 | 3月 | 28日 | 国総支第 | 88号 |
| | | | | 国自旅第 | 620号 |
| | | | | 国海内第 | 94号 |
| | | | | 国空環第 | 95号 |
| 改正 | 平成26年 | 5月 | 21日 | 国総支第 | 13号 |
| 改正 | 平成27年 | 4月 | 9日 | 国総支第 | 67号 |
| | | | | 国鉄都第 | 128号 |
| | | | | 国鉄事第 | 328号 |
| | | | | 国自旅第 | 379号 |
| | | | | 国海内第 | 119号 |
| | | | | 国空環第 | 90号 |
| 改正 | 平成28年 | 3月 | 31日 | 国総支第 | 61号 |
| | | | | 国鉄都第 | 128号 |
| | | | | 国鉄事第 | 471号 |
| | | | | 国自旅第 | 408号 |
| | | | | 国海内第 | 137号 |

| | | |
|----|-------------|-----------|
| | | 国空事第7273号 |
| | | 国空環第 77号 |
| 改正 | 平成28年11月28日 | 国総支第 46号 |
| | | 国鉄都第 76号 |
| | | 国鉄事第201号 |
| | | 国自旅第211号 |
| | | 国海内第111号 |
| | | 国空環第 57号 |
| 改正 | 平成29年 6月 9日 | 国総支第 16号 |
| | | 国鉄都第 37号 |
| | | 国鉄事第 58号 |
| | | 国自旅第 50号 |
| | | 国海内第 40号 |
| | | 国空事第209号 |
| 改正 | 平成29年 8月 2日 | 国総支第 32号 |
| | | 国自旅第104号 |
| 改正 | 平成30年10月25日 | 国総支第 34号 |
| | | 国総安政第66号 |
| | | 国空事第882号 |
| 改正 | 平成31年 2月25日 | 国総支第 47号 |
| | | 国鉄都第129号 |
| 改正 | 令和 2年 2月 5日 | 国総地第 58号 |
| | | 国総交第 98号 |
| 改正 | 令和 2年 4月 2日 | 国総地第 81号 |
| | | 国鉄都第266号 |
| | | 国自旅第335号 |
| 改正 | 令和 2年 6月22日 | 国総地第 33号 |
| | | 国総安政第22号 |
| 改正 | 令和 2年 7月 1日 | 国総地第 35号 |
| | | 国自旅第 79号 |
| 改正 | 令和 3年2月16日 | 国総地第 98号 |
| | | 国鉄事第635号 |
| | | 国自旅第408号 |
| | | 国海内第209号 |
| | | 国空事第1628号 |
| 改正 | 令和 3年 4月 1日 | 国総地第122号 |
| | | 国自旅第505号 |
| 改正 | 令和 4年 2月15日 | 国総地第 62号 |
| | | 国鉄総第384号 |

| | |
|----------------|-----------|
| | 国鉄都第156号 |
| | 国自旅第463号 |
| | 国自技環第159号 |
| | 国海内第271号 |
| 改正 令和 4年 2月18日 | 国総地第 64号 |
| | 国鉄事第633号 |
| | 国自旅第467号 |
| | 国海内第274号 |
| | 国空事第1318号 |
| 改正 令和 4年 3月30日 | 国総地第 76号 |
| | 国自旅第517号 |

この実施要領は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号。以下「交付要綱」という。）のほか、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の交付等地域公共交通確保維持改善事業の実施に当たって必要な事項を定める。

1. 共通事項

(1) 地域公共交通計画の策定について

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化法」という。）第5条第1項に規定する地域公共交通計画（以下「地域公共交通計画」という。）のうち、陸上交通の確保維持事業に係るものを策定する場合には、とりわけ当該事業が地域の様々なモードの交通に関係することから、当該事業に係る地域公共交通計画には、地域の生活交通の望ましいあり方から導き出される、地域において目指す地域間、地域内の生活交通ネットワークのあり方の考え方や方向性が明示されることが必要であるとともに、この考え方や方向性を前提として、本事業により確保維持すべき生活交通の具体的内容が定められることが必要である。

なお、活性化法第27条の16第1項に規定する地域公共交通利便増進実施計画（以下「利便増進計画」という。）等にも、当該地域において目指す生活交通ネットワークのあり方の考え方や方向性、具体的な目標等が明記されることとなるところ、交付要綱において確保維持改善計画に記載する事項とされている事項のうち、地域公共交通計画や利便増進計画等に記載のあるものは、それを活用しつつ、不足する事項を追記又は記載した書類を添付することをもって、地域公共交通計画や利便増進計画等を交付要綱に定めた確保維持改善計画として取り扱う。

(2) 協議会について

交付要綱第3条第1項において協議会の構成員を定めているが、同項第四号に掲げる者については、例えば、道路管理者、利用者の代表、労働組合の代表などがこれに該当する。

運営方法や設置要綱の策定等のそれ以外の協議会に関する事項については地域の実情に応

じて協議会が定めることができる。したがって隣接する自治体合同での開催や設置要綱の策定の省略についても、それが協議会の構成員その他の地域の合意であれば認められる。

また、協議会については、計画策定のために新たに設置する必要はなく、必須となる構成員を新たに協議会の構成員として加えること等により、交付要綱に定める協議会とすることもできる。この場合において、設置要綱を改正する等の形式にこだわることなく、既存の協議会の場に、確保維持改善計画の策定に必須となる関係者が実質的に参加していればよい（ただし、交付要綱に特別の定めがある場合にあっては、この限りでない。）。

さらに、都道府県単位で一つの協議会を設け、その下に市町村単位又は輸送機関単位、確保維持事業とバリア解消促進等事業といった事業単位の分科会を設置する等によって協議会の集約化を図ることもよい。

なお、当該地域において交付要綱第3条第2項に規定する活性化法法定協議会を設置する場合には、地域公共交通計画や利便増進計画等に係る議論と地域公共交通確保維持改善事業の実施に係る議論は一体的に行われ、これらの計画を推進し、地域公共交通ネットワークを再構築するため、効果的な支援が行われるようにすべきものであることにも留意する必要がある。

2. 地域公共交通確保維持事業について

(1) 陸上交通に係る確保維持事業

①地域公共交通計画の認定申請日等

ア. 申請日

交付要綱第8条第2項（第18条において準用する場合を含む。）に規定する地域公共交通計画を同項の期限までに提出しないことについて合理的な理由があるとして大臣が認める場合は次の1)～4)に掲げる場合とし、大臣が指定する日はそれぞれに規定する日とする。

1) 利便増進計画及び運送継続計画に係る補助対象事業の基準の特例を受けようとする場合

利便増進計画及び運送継続計画に係る補助対象事業の基準の特例（以下「利便増進特例等」という。）の適用を初めて受けて補助金の交付を受けようとする会計年度（以下①において「初年度」という。）にあっては、適用開始月の前月10日とし、利便増進特例等に係る2年目以降の会計年度においては、各会計年度の前年度の6月30日とする。ただし、初年度の利便増進特例等の適用開始月が8月又は9月であって、当該特例に係る認定申請日が2年目に係る認定申請期限を過ぎている場合にあっては、2年目に限り、1年目の認定申請と同時とする。

2) 補助金の交付を受けようとする前年度に交付要綱第109条第1項に基づき地域公共交通調査事業の交付決定を受け、当該調査を踏まえて4月以降に運行を開始する地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統に係る地域公共交通計画について認定申請を行おうとする場合

補助金の交付を受けようとする会計年度の6月30日

3) 地域独自の実証運行を踏まえて4月以降に運行を開始する地域内フィーダー系統に係る

地域公共交通計画について認定申請を行おうとする場合
補助金の交付を受けようとする会計年度の6月30日

- 4) 交付要綱附則第20条により準用することとされた第109条の規定により特定被災地域公共交通調査事業の交付決定を受け、当該調査を踏まえて4月以降に運行を開始する地域内フィーダー系統に係る地域公共交通計画について認定申請を行おうとする場合
補助金の交付を受けようとする会計年度の6月30日

イ. 認定を行う日

ア. の申請に対する認定を行う日として交付要綱第10条第1項（第18条において準用する場合を含む。）に規定する大臣が別途指定する日は、次の1)又は2)に掲げる場合ごとにそれぞれに規定する日までとする。

1) ア. 1) の場合

利便増進特例等の適用開始月の前月末（初年度の利便増進特例等の適用開始月が8月又は9月である場合の2年目にあつては、2年目の補助対象期間の開始前）

2) ア. 2)～4) の場合

補助金の交付を受けようとする会計年度の9月30日

②協議会について

ア. 地域公共交通計画の変更と活性化法法定協議会の開催について

陸上交通（地域間幹線系統又は地域内フィーダー系統）について記載した地域公共交通計画の策定後に鉄道のダイヤ改正や学校の登校時間・登校日の変更への対応、沿線の集客施設の新設・廃止への対応等による運行回数・運行日の変更や運行経路の一部変更が生じることが見込まれる場合は、予め活性化法法定協議会において事前に包括的な合意が得られていることを前提に、次のいずれをも満たす軽微な変更に限りに、変更の都度、活性化法法定協議会を開催しなくても交付要綱第9条第1項（第18条の規定により準用する場合を含む。）の活性化法法定協議会の議論を経たものとして取り扱う。

- ・ 各補助対象系統の1日当たり計画運行回数の10%以内又は1回以内の増減
- ・ 各補助対象系統の計画運行日数の10%以内の増減
- ・ 各補助対象系統のキロ程（デマンド型にあつてはサービス提供時間）の10%以内の増減
- ・ 地域間幹線系統補助対象事業者に係る計画額の総額の10%以内の増減

ただし、当該変更後の地域公共交通計画については、活性化法法定協議会構成員において情報共有されることが必要である。

③企画競争その他これに準ずる競争性のある方法による運送予定者の選定について

地域公共交通計画策定に伴い運送予定者を選定するに当たっては、企画競争その他これに準ずる競争性のある方法により行わねばならないことを交付要綱第7条第4項（第18条に

において準用する場合を含む。)において定めている。これは、事業者選定に当たっては、価格だけでなく、サービスの品質や地域のニーズに沿った運行、安全性の確保などを総合的に考慮して、企画競争等により選定し、選定の意思決定について不透明な行為を抑止し、地域への説明責任を果たすことを目的とするものであって、その選定方法については企画競争に限定するものではない。

また、地方部などにおいては見込まれる運送予定者が1者である場合もありうるが、そのような場合においても、HP掲載により一定期間公募を行う等競争性のある手続きを実施する必要がある。

なお、利便増進計画又は運送継続計画には地域公共交通利便増進事業（以下「利便増進事業」という。）又は地域旅客運送サービス継続事業（以下「サービス継続事業」という。）の実施主体を記載することとされており、地域公共交通計画の策定段階においては運送予定者を選定済みであることも考えられる。このため、この場合については、交付要綱第7条第4項に規定する「これに拠りがたい事情」に該当するものとし、利便増進計画又は運送継続計画に実施主体として記載された者を運送予定者として記載することができるものとする。

④同一の補助対象系統として取り扱う運行系統の範囲について

複数の運行系統がある場合に主系統とそれ以外の系統を比較した場合の差異が下記の基準の範囲内となっている場合は、両系統は同一の補助対象系統に属するものとして取り扱う。

なお、主系統とは、補助対象系統を構成する運行系統群のうち、最も運行回数が多いもの（運行回数が同数の運行系統が複数ある場合は、最もキロ程が短いもの）をいう。

【同一の補助対象系統として取り扱う運行系統の基準】

ア. 基本的な取り扱い

1) 主系統のキロ程が10km未満の場合

主系統と異なる区間のキロ程が1km以内の運行系統は、主系統と同一の補助対象系統に属するものとして取り扱う。

2) 主系統のキロ程が10km以上の場合

主系統と異なる区間のキロ程が主系統のキロ程の10%以内かつ10km以内の運行系統は、主系統と同一の補助対象系統に属するものとして取り扱う。

イ. 活性化法法定協議会が特に認める場合の取り扱い

上記ア.の基準は満たさないものの、地域の実情にかんがみ同一の補助対象系統に属するものとして取り扱うことが必要と協議会が認める運行系統については、上記ア.の「1km以内」を「2km以内」、「10%以内かつ10km以内」を「20%以内かつ20km以内」に、それぞれ読み替えて適用する。

⑤地域間幹線系統確保維持費国庫補助金等における輸送量の算出等について

ア. 活性化法法定協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた運行系統の

「平日」の取り扱いについて

地域間幹線系統確保維持費国庫補助金等における「平日」、「土曜」、「日曜祝日」の「運行回数」及び「運行日数」については、補助対象事業者が停留所に掲示する時刻表における「平日ダイヤ」、「土曜ダイヤ」、「日曜祝日ダイヤ（平日ダイヤ及び土曜ダイヤ以外の全てのダイヤを含むものとする。）」の各区分に対応する「運行回数」及び「運行日数」によることを原則とする。

この場合において、年末年始、お盆、学校休業日等の輸送需要が一時的に減少する場合や、イベント等で需要が一時的に増加する場合であって、活性化法法定協議会が認める場合は、暦上は「平日」、「土曜」、「日曜祝日」に該当する場合であっても、異なる区分によるものとする。

- （例 1. 暦上の日曜日に通常の日曜日よりも増便して「平日ダイヤ」で運行する場合／例
- 2. 暦上は国民の祝日に該当しない金曜日に通常の日曜日よりも少ない「日曜祝日ダイヤ」で運行する場合）

令和5(2023)年度 運行事業者と対象系統、対象市町一覧

| No. | 事業者名 | 運行概要 | | 備考 | 対象市町 | |
|-----|-------------|----------------|----------------------|----------------------|--------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | | 運行期間 | 運行区間 | | | |
| 1 | 関東自動車株 | R4(2022).10.1~ | 宇都宮駅・日光東照宮 | R2年度車両減価償却費補助金対象系統 | 宇都宮市、日光市(旧今市市、旧日光市) | 宇都宮市 鹿沼市 日光市 真岡市 大田原市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 下野市 上三川町 益子町 市貝町 芳賀町 那須町 那須野原市 那須川町 |
| 2 | 関東自動車株 | R4(2022).10.1~ | 宇都宮駅・今市車庫 | R元年度車両減価償却費補助金対象系統 | 宇都宮市、日光市(旧今市市)、塩谷町 | |
| 3 | 関東自動車株 | R4(2022).10.1~ | 宇都宮駅・船生 | | 宇都宮市、鹿沼市 | |
| 4 | 関東自動車株 | R4(2022).10.1~ | 宇都宮駅・荒針・鹿沼営業所 | | 宇都宮市、鹿沼市 | |
| 5 | 関東自動車株 | R4(2022).10.1~ | 宇都宮駅・運転免許センター・榑木車庫 | | 宇都宮市、下野市、上三川町 | |
| 6 | 関東自動車株 | R4(2022).10.1~ | 宇都宮駅・石橋駅 | | 宇都宮市(旧宇都宮市、旧河内町、旧上河内町、旧河内町、旧河内町、旧河内町、旧河内町) | |
| 7 | 関東自動車株 | R4(2022).10.1~ | 駒生営業所・玉生車庫 | H29年度車両減価償却費補助金対象系統 | 宇都宮市(旧宇都宮市、旧河内町) | |
| 8 | 関東自動車株 | R4(2022).10.1~ | 駒生営業所・田原・今里 | | 宇都宮市(旧宇都宮市、旧河内町) | |
| 9 | 関東自動車株 | R4(2022).10.1~ | 駒生営業所・田原・グリーンタウン | | 宇都宮市、上三川町 | |
| 10 | 関東自動車株 | R4(2022).10.1~ | 駒生営業所・厩坂・上三川車庫 | | 宇都宮市、上三川町 | |
| 11 | 関東自動車株 | R4(2022).10.1~ | 駒生営業所・本郷台西汗 | | 宇都宮市、真岡市 | |
| 12 | 関東自動車株 | R4(2022).10.1~ | 西原車庫・ベルモール・真岡営業所 | R2年度車両減価償却費補助金対象系統 | 宇都宮市、芳賀町、真岡市 | |
| 13 | 関東自動車株 | R4(2022).10.1~ | 宇都宮東武・橋鼻・真岡営業所 | | 宇都宮市、芳賀町、市貝町、益子町 | |
| 14 | 関東自動車株 | R4(2022).10.1~ | 宇都宮東武・益子駅前 | | 宇都宮市、芳賀町、市貝町、益子町 | |
| 15 | 関東自動車株 | R4(2022).10.1~ | 宇都宮東武・ベルモール・益子駅前 | | 宇都宮市、那須烏山市、那須川町 | |
| 16 | 関東自動車株 | R4(2022).10.1~ | 氏家駅・馬頭高校・馬頭車庫 | | 那須塩原市(旧西那須野町)、大田原市(旧大田原市、旧黒羽町)、那須川町 | |
| 17 | 関東自動車株 | R4(2022).10.1~ | 西那須野駅・馬頭車庫 | | 那須塩原市、大田原市(旧大田原市、旧黒羽町) | |
| 18 | 関東自動車株 | R4(2022).10.1~ | 西那須野駅・五峰の湯 | | 大田原市(旧大田原市、旧黒羽町) | |
| 19 | 関東自動車株 | R4(2022).10.1~ | 大田原市役所・五峰の湯 | | 那須塩原市、那須町 | |
| 20 | 関東自動車株 | R4(2022).10.1~ | 那須塩原駅・那須湯本温泉 | | 宇都宮市(旧宇都宮市、旧河内町) | |
| 21 | 関東自動車株 | R4(2022).10.1~ | 宇都宮駅東口・上野回地・岡本駅西口 | | 宇都宮市、日光市(旧今市市、旧日光市) | |
| 22 | 関東自動車株 | R4(2022).10.1~ | 宇都宮駅・篠井・ニュータウン・日光東照宮 | 宇都宮駅、日光東照宮のみなし系統 | 宇都宮市、日光市(旧今市市、旧日光市) | |
| 23 | 関東自動車株 | R4(2022).10.1~ | 宇都宮駅・篠井・ニュータウン・JR日光駅 | 宇都宮駅、日光東照宮のみなし系統 | 宇都宮市、日光市(旧今市市、旧日光市) | |
| 24 | 関東自動車株 | R4(2022).10.1~ | 宇都宮駅・JR日光駅 | 宇都宮駅、日光東照宮のみなし系統 | 宇都宮市、日光市(旧今市市、旧日光市) | |
| 25 | 関東自動車株 | R4(2022).10.1~ | 宇都宮駅・篠井・ニュータウン・今市車庫 | 宇都宮駅、今市車庫のみなし系統 | 宇都宮市、日光市(旧今市市) | |
| 26 | 関東自動車株 | R4(2022).10.1~ | 駒生営業所・健康の森・上三川車庫 | 駒生営業所・厩坂・上三川車庫のみなし系統 | 宇都宮市、上三川町 | |
| 27 | ジェイアールバス関東株 | R4(2022).10.2~ | 西那須野・塩原温泉 | | 那須塩原市(旧西那須野町、塩原町) | |
| 28 | 日光交通株 | R4(2022).10.1~ | 鬼怒川公園駅～イオン今市 | | 日光市(旧藤原町、旧今市市) | |
| 29 | 日光交通株 | R4(2022).10.1~ | 鬼怒川公園駅～下今市駅 | 鬼怒川温泉駅～イオン今市のみなし系統 | 日光市(旧藤原町、旧今市市) | |

【別紙様式】対象系統に係る意見について

栃木県

| No. | 事業者名 | 運行系統名 | 当該系統の必要性の有無 | | 乗合バス事業者との協力関係に基づき運行されると認められるか (○か×) | その理由 (具体的に記載すること) |
|-----|----------|--------------------|-------------|---------------------------------------------------------------|----------------------------------------|---------------------------------------------|
| | | | 有・無 | その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など 具体的に記載すること) | | |
| 1 | 関東自動車(株) | 宇都宮駅・日光東照宮 | 有・無 | 宇都宮市及び日光市での通勤、通学、通院、買物等のための重要な移動手段となっているため。 | ○ | ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有を図るなど、協力関係にあるため。 |
| 2 | 関東自動車(株) | 宇都宮駅・今市車庫 | 有・無 | 宇都宮市及び日光市での通勤、通学、通院、買物等のための重要な移動手段となっているため。 | ○ | ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有を図るなど、協力関係にあるため。 |
| 3 | 関東自動車(株) | 宇都宮駅・船生 | 有・無 | 宇都宮市、日光市及び塩谷町での通勤、通学、通院、買物等のための重要な移動手段となっているため。 | ○ | ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有を図るなど、協力関係にあるため。 |
| 4 | 関東自動車(株) | 宇都宮駅・荒針・鹿沼営業所 | 有・無 | 宇都宮市及び鹿沼市での通勤、通学、買物や運転免許センターへの重要な移動手段となっているため。 | ○ | ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有を図るなど、協力関係にあるため。 |
| 5 | 関東自動車(株) | 宇都宮駅・運転免許センター・楡木車庫 | 有・無 | 宇都宮市及び鹿沼市での通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。 | ○ | ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有を図るなど、協力関係にあるため。 |
| 6 | 関東自動車(株) | 宇都宮駅・石橋駅 | 有・無 | 宇都宮市、下野市及び上三川町での通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。 | ○ | ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有を図るなど、協力関係にあるため。 |
| 7 | 関東自動車(株) | 駒生営業所・玉生車庫 | 有・無 | 宇都宮市(旧宇都宮市、旧河内町、旧上河内町)及び塩谷町での通勤、通学、通院、買物等のための重要な移動手段となっているため。 | ○ | ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有を図るなど、協力関係にあるため。 |
| 8 | 関東自動車(株) | 駒生営業所・田原・今里 | 有・無 | 宇都宮市(旧宇都宮市、旧河内町、旧上河内町)での通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。 | ○ | ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有を図るなど、協力関係にあるため。 |
| 9 | 関東自動車(株) | 駒生営業所・田原・グリーンタウン | 有・無 | 宇都宮市(旧宇都宮市、旧河内町)での通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。 | ○ | ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有を図るなど、協力関係にあるため。 |
| 10 | 関東自動車(株) | 駒生営業所・屋敷・上三川車庫 | 有・無 | 宇都宮市及び上三川町での通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。 | ○ | ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有を図るなど、協力関係にあるため。 |
| 11 | 関東自動車(株) | 駒生営業所・本郷台西汗 | 有・無 | 宇都宮市及び上三川町での通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。 | ○ | ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有を図るなど、協力関係にあるため。 |

| No. | 事業者名 | 運行系統名 | 当該システムの必要性の有無 | | 乗合バス事業者との協力関係に基づき運行されると認められるか | |
|-----|----------|--------------------------------------------|-------------------------------------------------|-------|----------------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| | | | その理由 (公共公益機能とのアクセス、想定される利用者など 具体的に記載すること) | (○か×) | その理由 (具体的に記載すること) | |
| 12 | 関東自動車(株) | 西原車庫・ベルモール・真岡営業所 | 有 | 無 | 宇都宮市及び真岡市での通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。 | ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。 |
| 13 | 関東自動車(株) | 宇都宮東武・橋場・真岡営業所 | 有 | 無 | 宇都宮市、真岡市及び芳賀町での通勤、通学、通院、買物等のための重要な移動手段となっているため。 | ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。 |
| 14 | 関東自動車(株) | 宇都宮東武・益子駅前 | 有 | 無 | 宇都宮市、芳賀町、市貝町及び益子町での通勤、通学、通院、買物等のための重要な移動手段となっているため。 | ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。 |
| 15 | 関東自動車(株) | 宇都宮東武・ベルモール・益子駅前 | 有 | 無 | 宇都宮市、芳賀町、市貝町及び益子町での通勤、通学、通院、買物等のための重要な移動手段となっているため。 | ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。 |
| 16 | 関東自動車(株) | 氏家駅・馬頭高校・馬頭車庫 | 有 | 無 | さくら市、那須烏山市及び那珂川町での通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。 | ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。 |
| 17 | 関東自動車(株) | 西那須野駅・馬頭車庫 | 有 | 無 | 那須塩原市、大田原市及び那珂川町での通勤、通学、通院、買物等のための重要な移動手段となっているため。 | ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。 |
| 18 | 関東自動車(株) | 西那須野駅・五峰の湯 | 有 | 無 | 那須塩原市、大田原市(旧大田原市、旧黒羽町)での通勤、通学、通院、買物等のための重要な移動手段となっているため。 | ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。 |
| 19 | 関東自動車(株) | 大田原市役所・五峰の湯 | 有 | 無 | 大田原市(旧大田原市、旧黒羽町)での通勤、通学、通院、買物等のための重要な移動手段となっているため。 | ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。 |
| 20 | 関東自動車(株) | 那須塩原駅・那須湯本温泉 | 有 | 無 | 那須塩原市及び那須町での通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。 | ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。 |
| 21 | 関東自動車(株) | 宇都宮駅東口・上野団地・岡本駅西口 | 有 | 無 | 宇都宮市(旧宇都宮市、旧河内町)での通勤、通学、通院、買物等のための重要な移動手段となっているため。 | ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。 |
| 22 | 関東自動車(株) | 宇都宮駅・篠井ニュータウン・日光東照宮 【No1のみなし系統】 | 有 | 無 | 宇都宮市及び日光市での通勤、通学、通院、買物等のための重要な移動手段となっているため。 | ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。 |
| 23 | 関東自動車(株) | 宇都宮駅・篠井ニュータウン・JR日光駅 R日光駅 【No1のみなし系統】 | 有 | 無 | 宇都宮市及び日光市での通勤、通学、通院、買物等のための重要な移動手段となっているため。 | ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。 |
| 24 | 関東自動車(株) | 宇都宮駅・JR日光駅 【No1のみなし系統】 | 有 | 無 | 宇都宮市及び日光市での通勤、通学、通院、買物等のための重要な移動手段となっているため。 | ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。 |

| No. | 事業者名 | 運行系統名 | 当該系統の必要性の有無 | | 乗合バス事業者との協力関係に基づき運行されると認められるか | |
|-----|-----------------------|---------------------------------------|-------------|---------------------------------------------------|-------------------------------|---------------------------------------------|
| | | | 有無 | その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など 具体的に記載すること) | (○か×) | その理由 (具体的に記載すること) |
| 25 | 関東自動車(株) | 宇都宮駅・篠井ニュータウン・ 今市車庫 【No1のみなし系統】 | 有・無 | 宇都宮市及び日光市(旧今市市)での通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。 | ○ | ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有を図るなど、協力関係にあるため。 |
| 26 | 関東自動車(株) | 駒生営業所・健康の森・上三川車庫 【No10のみなし系統】 | 有・無 | 宇都宮市及び上三川町での通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。 | ○ | ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有を図るなど、協力関係にあるため。 |
| 27 | ジェイアール バス関東 (株) | 西那須野～塩原温泉 | 有・無 | 那須塩原市(旧西那須野町、旧塩原町)での通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。 | ○ | ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有を図るなど、協力関係にあるため。 |
| 28 | 日光交通(株) | 鬼怒川温泉駅～イオン今市 | 有・無 | 日光市(旧藤原町、旧今市市)での通勤、通学、通院、買物等のための重要な移動手段となっているため。 | ○ | ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有を図るなど、協力関係にあるため。 |
| 29 | 日光交通(株) | 鬼怒川公園駅～下今市駅 【No28のみなし系統】 | 有・無 | 日光市(旧藤原町、旧今市市)での通勤、通学、通院、買物等のための重要な移動手段となっているため。 | ○ | ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有を図るなど、協力関係にあるため。 |

※「当該系統の必要性の有無」欄及び「乗合バス事業者との協力関係の有無」欄には、「有」又は「無」に○印を付すること。

【別紙2】 栃木県生活バス路線指定に係る市町意見について

市町名 宇都宮市

| No. | 事業者名 | 運行系統名 | 当該系統の必要性の有無 | | 乗合バス事業者との協力関係に基づき運行されると認められるか | |
|-----|--------|--------------------|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| | | | (有)・無 | その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など 具体的に記載すること) | (○か×) | その理由 (具体的に記載すること) |
| 1 | 関東自動車株 | 宇都宮駅～日光東照宮 | (有)・無 | 篠井地区住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な足となっているため。 宇都宮市民が県立富屋特別支援学校や沿線私立大学等への通学、栃木医療センター、宇都宮第一病院等への通院のための重要な足となっているため。 宇都宮市民の日光市方面への通勤・通学のための重要な足となっているため。 | ○ | ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。 |
| 2 | 関東自動車株 | 宇都宮駅～今市車庫 | (有)・無 | 篠井地区住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な足となっているため。 宇都宮市民が県立富屋特別支援学校や沿線私立大学等への通学、栃木医療センター、宇都宮第一病院等への通院のための重要な足となっているため。 宇都宮市民の日光市方面への通勤・通学のための重要な足となっているため。 | ○ | ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。 |
| 3 | 関東自動車株 | 宇都宮駅～船生 | (有)・無 | 篠井地区住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な足となっているため。 宇都宮市民の県立富屋特別支援学校や沿線私立大学等への通学、栃木医療センター、宇都宮第一病院等への通院のための重要な足となっているため。 宇都宮市民の塩谷町方面への通勤・通学のための重要な足となっているため。 | ○ | ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。 |
| 4 | 関東自動車株 | 宇都宮駅～荒針～鹿沼営業所 | (有)・無 | 城山地区住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な足となっているため。 宇都宮市民のニューサンピア(福祉施設)、県立鹿沼東高校等への移動のための重要な足となっているため。 | ○ | ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。 |
| 5 | 関東自動車株 | 宇都宮駅～運転免許センター～榎木車庫 | (有)・無 | 姿川地区住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な足となっているため。 宇都宮市民の運転免許センターへの重要な足となっているため。 | ○ | ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。 |
| 6 | 関東自動車株 | 宇都宮駅～石橋駅 | (有)・無 | 雀宮地域住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な足となっているため。 宇都宮市民の二次中核病院であるJCHO宇都宮病院への通院のための重要な足となっているため。 | ○ | ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。 |
| 7 | 関東自動車株 | 駒生営業所～玉生車庫 | (有)・無 | 上河内地域・河内地域住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な足となっているため。 宇都宮市民の県立宇都宮北高校、宇都宮市立田原小学校等への通学のための重要な足となっているため。 | ○ | ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。 |
| 8 | 関東自動車株 | 駒生営業所～田原～今里 | (有)・無 | 上河内地域・河内地域住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な足となっているため。 宇都宮市民の県立宇都宮北高校、宇都宮市立田原小学校等への通学のための重要な足となっているため。 | ○ | ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。 |
| 9 | 関東自動車株 | 駒生営業所～田原～グリーンタウン | (有)・無 | 河内地域住民(特にグリーンタウン団地住民)の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な足となっているため。 宇都宮市民の県立宇都宮北高校、宇都宮市立田原小学校等への通学のための重要な足となっているため。 | ○ | ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。 |
| 10 | 関東自動車株 | 駒生営業所～屋板～上三川車庫 | (有)・無 | 横川地区住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な足となっているため。 宇都宮市民の県立宇都宮南高校等への通学のための重要な足となっているため。 | ○ | ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。 |
| 11 | 関東自動車株 | 駒生営業所～本郷台西汗 | (有)・無 | 横川地区・瑞穂野地区住民(特に瑞穂野団地住民)の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な足となっているため。 宇都宮市民の県立宇都宮東高校等への通学のための重要な足となっているため。 | ○ | ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。 |
| 12 | 関東自動車株 | 西原車庫～ベルモール～真岡営業所 | (有)・無 | 西原地区住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な足となっているため。 宇都宮市民の大型商業施設への買物等のための重要な足となっているため。 宇都宮市民の県立真岡北陵高校、県立真岡高校、県立真岡女子高校への通学のための重要な足となっているため。 | ○ | ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。 |

| No. | 事業者名 | 運行系統名 | 当該系統の必要性の有無 | | 乗合バス事業者との協力関係に基づき運行されると認められるか | |
|-----|--------|---------------------|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| | | | (有)・無 | その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など 具体的に記載すること) | (○か×) | その理由 (具体的に記載すること) |
| 13 | 関東自動車株 | 宇都宮東武～橋場～真岡営業所 | (有)・無 | 清原地区住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な足となっているため。 宇都宮市民の県立真岡高校、県立真岡女子高校への通学のための重要な足となっているため。 | ○ | ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。 |
| 14 | 関東自動車株 | 宇都宮東武～益子駅 | (有)・無 | 清原地区住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な足となっているため。 宇都宮市民の益子町への移動のための重要な足となっているため。 | ○ | ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。 |
| 15 | 関東自動車株 | 宇都宮東武～ベルモール～益子駅 | (有)・無 | 清原地区住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な足となっているため。 宇都宮市民の益子町への移動のための重要な足となっているため。 | ○ | ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。 |
| 16 | 関東自動車株 | 宇都宮駅東口～上野団地～岡本駅西口 | (有)・無 | 御幸ヶ原地区住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅等への通学・通勤・買物のための重要な足となっているため。 御幸ヶ原地区住民の岡本駅への移動のための重要な足となっているため。 | ○ | ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。 |
| 17 | 関東自動車株 | 宇都宮駅～篠井ニュータウン～日光東照宮 | (有)・無 | 篠井地区住民(特に篠井ニュータウン住民)の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な足となっているため。 宇都宮市民が県立富屋特別支援学校や沿線私立大学等への通学、栃木医療センター、宇都宮第一病院等への通院のための重要な足となっているため。 宇都宮市民の日光市方面への通勤・通学のための重要な足となっているため。 | ○ | ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。 |
| 18 | 関東自動車株 | 宇都宮駅～篠井ニュータウン～JR日光駅 | (有)・無 | 篠井地区住民(特に篠井ニュータウン住民)の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な足となっているため。 宇都宮市民が県立富屋特別支援学校や沿線私立大学等への通学、栃木医療センター、宇都宮第一病院等への通院のための重要な足となっているため。 宇都宮市民の日光市方面への通勤・通学のための重要な足となっているため。 | ○ | ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。 |
| 19 | 関東自動車株 | 宇都宮駅～JR日光駅 | (有)・無 | 篠井地区住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な足となっているため。 宇都宮市民が県立富屋特別支援学校や沿線私立大学等への通学、栃木医療センター、宇都宮第一病院等への通院のための重要な足となっているため。 宇都宮市民の日光市方面への通勤・通学のための重要な足となっているため。 | ○ | ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。 |
| 20 | 関東自動車株 | 宇都宮駅～篠井ニュータウン～今市車庫 | (有)・無 | 篠井地区住民(特に篠井ニュータウン住民)の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な足となっているため。 宇都宮市民が県立富屋特別支援学校や沿線私立大学等への通学、栃木医療センター、宇都宮第一病院等への通院のための重要な足となっているため。 宇都宮市民の日光市方面への通勤・通学のための重要な足となっているため。 | ○ | ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。 |
| 21 | 関東自動車株 | 駒生営業所～健康の森～上三川車庫 | (有)・無 | 横川地区住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な足となっているため。 宇都宮市民の県立宇都宮南高校等への通学のための重要な足となっているため。 | ○ | ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。 |

【別紙様式】 栃木県生活バス路線指定に係る市町意見について

市町名 鹿沼市

| No. | 事業者名 | 運行系統名 | 当該系統の必要性の有無 | | 乗合バス事業者との協力関係に基づき運行されると認められるか (○か×) | その理由 (具体的に記載すること) |
|-----|------------------------------|-------|-------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| | | | その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など 具体的に記載すること) | その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など 具体的に記載すること) | | |
| 1 | 関東自動車(株) 宇都宮駅～免許センター～栃木車庫 | 有・無 | 無 | 南押原地区、北犬飼地区の住民らの宇都宮市方面への通勤、通学のための重要な足となっているほか、運転免許センター利用者のために不可欠な路線であるため。 | ○ | ダイヤ改正など適時適切に情報の共有化が図れている。地域公共交通会議等において効率的・効果的な運行について協議を行っている。 |
| 2 | 関東自動車(株) 宇都宮駅～荒針～鹿沼営業所 | 有・無 | 無 | 菊沢地区等の住民らの宇都宮市方面への通勤、通学のための重要な足となっているため。 | ○ | ダイヤ改正など適時適切に情報の共有化が図れている。地域公共交通会議等において効率的・効果的な運行について協議を行っている。 |

市町名 日光市

| No. | 事業者名 | 運行系統名 | 当該系統の必要性の有無 | | 乗合バス事業者との協力関係に基づき運行されると認められるか (○か×) | その理由 (具体的に記載すること) |
|-----|-------|-------------|-------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| | | | その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など 具体的に記載すること) | その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など 具体的に記載すること) | | |
| 1 | 関東自動車 | JR宇都宮駅～日光東照 | 有・無 | 沿線には病院や小学校があり、高齢者の通院や小学生の通学の重要な移動手段となっているため。観光地日光への重要な移動手段となっているため。 | ○ | ダイヤ改正時や運行状況など適時適切に情報の共有化が図れている。 地域公共交通会議等において効率的・効果的な運行について協議を行っている。 |
| 2 | 関東自動車 | JR宇都宮駅～今市車庫 | 有・無 | 沿線には病院や小学校があり、高齢者の通院や小学生の通学の重要な移動手段となっているため。 | ○ | ダイヤ改正時や運行状況など適時適切に情報の共有化が図れている。 地域公共交通会議等において効率的・効果的な運行について協議を行っている。 |
| 3 | 関東自動車 | JR宇都宮駅～船生車庫 | 有・無 | 塩野室地区から宇都宮方面への通勤・通学・買い物等の重要な移動手段となっているため。 | ○ | ダイヤ改正時や運行状況など適時適切に情報の共有化が図れている。 地域公共交通会議等において効率的・効果的な運行について協議を行っている。 |
| 4 | 日光交通 | 鬼怒川公園駅～イオン | 有・無 | 沿線には病院や小学校があり、高齢者の通院や小学生の通学の重要な移動手段となっており、また、商業施設へ乗り入れることで買い物等の移動手段となるため。 | ○ | ダイヤ改正時や運行状況など適時適切に情報の共有化が図れている。 地域公共交通会議等において効率的・効果的な運行について協議を行っている。 |

【別紙様式】 栃木県生活バス路線指定に係る市町意見について

市町名 真岡市

| No. | 事業者名 | 運行系統名 | 当該系統の必要性の有無 | | 乗合バス事業者との協力関係に基づき運行されると認められるか (○か×) | その理由 (具体的に記載すること) |
|-----|----------|----------------------|-------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | | | その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など 具体的に記載すること) | その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など 具体的に記載すること) | | |
| 1 | 関東自動車(株) | 西原車庫～ベルモール ～真岡営業所 | 有・無 | 真岡市中心市街地から宇都宮市中心部へアクセスしており、通勤や買い物のほか、真岡北陵高、真岡工業高への通学のための重要な交通手段になっているため。 ●R1実績:1日平均約520人利用 | ○ | 地域公共交通活性化協議会において、市内の他の公共交通と効率的に連携して運行できるよう協議を行っている。 また、地域の交通課題について、随時、交通事業者、関係機関、沿線住民と協議を行っている。 |
| 2 | 関東自動車(株) | 宇都宮東武～橋場～真岡営業所 | 有・無 | 真岡市中心市街地から宇都宮市中心部へアクセスしており、清原工業団地への通勤、真岡女子高への通学、その他通勤や買い物のための重要な交通手段となっているため。 ●R1実績:1日平均約220人利用 | ○ | |

市町名 大田原市

| No. | 事業者名 | 運行系統名 | 当該系統の必要性の有無 | | 乗合バス事業者との協力関係に基づき運行されると認められるか (○か×) | その理由 (具体的に記載すること) |
|-----|----------|--------------------------|-------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| | | | その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など 具体的に記載すること) | その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など 具体的に記載すること) | | |
| 1 | 関東自動車(株) | 西那須野駅東口 ～小川 ～馬頭車庫 | 有・無 | JRを利用して市外に通勤する会社員や、通学する高校生徒の重要な交通手段であるため。 また、那珂川町方面より黒羽高校に通学する生徒の重要な交通手段である。 | ○ | ダイヤ改正など適時適切に情報の共有化が図れている。 地域公共交通会議等において効率的・効果的な運行について協議を行っている。 |
| 2 | 関東自動車(株) | 西那須野駅東口 ～福祉大 ～五峰の湯 | 有・無 | JRを利用して市内に通勤する会社員や黒羽高校、国際医療福祉大学に通学する生徒・学生の重要な交通手段であるため。 | ○ | ダイヤ改正など適時適切に情報の共有化が図れている。 地域公共交通会議等において効率的・効果的な運行について協議を行っている。 |
| 3 | 関東自動車(株) | 大田原市役所 ～福祉大 ～五峰の湯 | 有・無 | 市内から黒羽高校・国際医療福祉大学に通学する生徒・学生の重要な交通手段であるため。 | ○ | ダイヤ改正など適時適切に情報の共有化が図れている。 地域公共交通会議等において効率的・効果的な運行について協議を行っている。 |

【別紙様式】 栃木県生活バス路線指定に係る市町意見について

市町名 那須塩原市

| No. | 事業者名 | 運行系統名 | 当該系統の必要性の有無 | | 乗合バス事業者との協力関係に基づき運行されると認められるか (○か×) | その理由 (具体的に記載すること) |
|-----|---------------|-----------------------|-------------|--------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | | | どちらかに○ | その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など 具体的に記載すること) | | |
| 1 | 関東自動車(株) | 西那須野・馬頭車庫線 | 有 | 西那須野駅からの通学・通勤及び大田原市、那珂川町の住民の交通手段として必要路線となっているため | ○ | 西那須野駅でのダイヤ改正の情報共有化し、接続について調整を図っている。 |
| 2 | 関東自動車(株) | 西那須野・五峰の湯線 | 有 | 西那須野駅からの通学・通勤と共に黒羽地区の住民に必要な生活路線となっているため | ○ | 西那須野駅でのダイヤ改正の情報共有化し、接続について調整を図っている。 |
| 4 | ジェイアールバス関東(株) | 那須塩原駅・那須湯本温泉線 塩原本線 | 有 | 那須街道沿線住民の通学・通勤、黒磯地区の病院等への通院、買物、観光振興にとって重要な交通手段となっているため | ○ | 黒磯駅・那須塩原駅でのダイヤ改正の情報共有化し、接続について調整を図っている。 |
| 4 | ジェイアールバス関東(株) | 塩原本線 | 有 | 西那須野駅から塩原地区を直接結ぶ唯一の公共交通機関であり、塩原地区の高校生の通学や高齢者の通院や買い物等に重要な路線となっているため | ○ | 地域バス「ゆーバス」との接続や西那須野駅での他の乗合バスとの接続においてダイヤ改正の情報共有化している。 また、令和2年10月1日からゆーバス路線への乗り入れを開始した事で、運行の効率化を図っている。 |

市町名 さくら市

| No. | 事業者名 | 運行系統名 | 当該系統の必要性の有無 | | 乗合バス事業者との協力関係に基づき運行されると認められるか (○か×) | その理由 (具体的に記載すること) |
|-----|----------|-------------------|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| | | | どちらかに○ | その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など 具体的に記載すること) | | |
| 1 | 関東自動車(株) | 氏家駅～喜連川・馬頭高校～馬頭車庫 | 有 | 喜連川地区の住民が氏家地区のJR氏家駅、総合病院、大規模店舗等に移動するための重要な手段になっているため。 JR氏家駅で下車した観光客が喜連川地区の温泉等に移動するための重要な手段になっているため。 | ○ | 利用促進策として、デマンド交通から本線に乗り継ぐ場合に利用できる乗継券を発行している。また、さくら市広報紙等に利用促進のための記事を掲載している。 |

【別紙様式】 栃木県生活バス路線指定に係る市町意見について

市町名：那須烏山市

| No. | 事業者名 | 運行系統名 | 当該系統の必要性の有無 | | 乗合バス事業者との協力関係に基づき運行されると認められるか (○か×) | その理由 (具体的に記載すること) |
|-----|----------|----------------|-------------|---------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|---------------------------------------------|
| | | | 有・無 | その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など 具体的に記載すること) | | |
| 1 | 関東自動車(株) | JR氏家駅～喜連川～馬頭車庫 | 有・無 | 主に川井地区、志烏地区の住民が通院、買い物、 通学のために黒須病院及び氏家駅へ移動するための 重要な手段となっているため。 | ○ | 市内唯一の地域間幹線系統としてダイヤ改正等適宜 情報の共有化が図られているため。 |

市町名 下野市

| No. | 事業者名 | 運行系統名 | 当該系統の必要性の有無 | | 乗合バス事業者との協力関係に基づき運行されると認められるか (○か×) | その理由 (具体的に記載すること) |
|-----|----------|----------|-------------|-------------------------------------------------|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| | | | 有・無 | その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など 具体的に記載すること) | | |
| 471 | 関東自動車(株) | 宇都宮駅・石橋駅 | 有・無 | 下野市での通勤、通学、通院、買物等のための重 要な移動手段となっているため | ○ | ダイヤ改正など適時適切に情報の共有化が図られてい る。 下野市地域公共交通会議等において効率的・効果的 な運行について協議を行っている。 |

市町名 上三川町

| No. | 事業者名 | 運行系統名 | 当該系統の必要性の有無 | | 乗合バス事業者との協力関係に基づき運行されると認められるか (○か×) | その理由 (具体的に記載すること) |
|-----|----------|------------------|-------------|--------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| | | | 有・無 | その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など 具体的に記載すること) | | |
| 1 | 関東自動車(株) | 駒生営業所・屋板・上三川車庫 | 有・無 | 上三川町民が宇都宮市街地への買い物、JR宇都 宮駅・東武宇都宮駅へ乗り継ぎ、または通勤、通学 等するための重要な足となっているため。 | ○ | 上三川町地域公共交通活性化協議会の委員であり、 定期的に乗合バス事業者と協議し、情報の共有化を 図っている。 |
| 2 | 関東自動車(株) | 駒生営業所・本郷台西汗 | 有・無 | 上三川町民が宇都宮市街地への買い物、JR宇都 宮駅・東武宇都宮駅へ乗り継ぎ、または通勤、通学 等するための重要な足となっているため。 | ○ | 上三川町地域公共交通活性化協議会の委員であり、 定期的に乗合バス事業者と協議し、情報の共有化を 図っている。 |
| 3 | 関東自動車(株) | 駒生営業所・健康の森・上三川車庫 | 有・無 | 上三川町民が宇都宮市街地への買い物、JR宇都 宮駅・東武宇都宮駅へ乗り継ぎ、または通勤、通学 等するための重要な足となっているため。 | ○ | 上三川町地域公共交通活性化協議会の委員であり、 定期的に乗合バス事業者と協議し、情報の共有化を 図っている。 |

【別紙様式】 栃木県生活バス路線指定に係る市町意見について

市町名 益子町

| No. | 事業者名 | 運行系統名 | 当該系統の必要性の有無 | | 乗合バス事業者との協力関係に基づき運行されると認められるか (○か×) | その理由 (具体的に記載すること) |
|-----|-------|----------------|-------------------------------------------------|-------------------------------------------------|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| | | | その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など 具体的に記載すること) | その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など 具体的に記載すること) | | |
| 1 | 関東自動車 | 宇都宮東武～橋場～益子 | 有・無 | 無 | ○ | ダイヤ改正など適時適切に情報の共有化が図れている。 地域公共交通会議等において効率的・効果的な運行について協議を行っている。 |
| 2 | 関東自動車 | 宇都宮東武～ベルモール～益子 | 有・無 | 無 | ○ | ダイヤ改正など適時適切に情報の共有化が図れている。 地域公共交通会議等において効率的・効果的な運行について協議を行っている。 |

市町名 市貝町

| No. | 事業者名 | 運行系統名 | 当該系統の必要性の有無 | | 乗合バス事業者との協力関係に基づき運行されると認められるか (○か×) | その理由 (具体的に記載すること) |
|-----|---------------|----------|-------------------------------------------------|-------------------------------------------------|----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | | | その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など 具体的に記載すること) | その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など 具体的に記載すること) | | |
| 1 | ジェイアールバス関東(株) | 作新学院前～茂木 | 有・無 | 無 | ○ | 市貝町地域公共交通会議の委員になっており、会議において効率的・効果的な運営について協議を行っているほか、ダイヤ改正など適時適切に情報の共有化が図られている。 また、会議の他にも町の公共交通のあり方等に関するヒアリングにも積極的に応じ、意見交換を行うなど協力関係に基づいた運行がなされている。 |
| 2 | 関東自動車(株) | 宇都宮東武～益子 | 有・無 | 無 | ○ | 市貝町地域公共交通会議の委員になっており、会議において効率的・効果的な運営について協議を行っているほか、ダイヤ改正など適時適切に情報の共有化が図られている。 また、会議の他にも町の公共交通のあり方等に関するヒアリングにも積極的に応じ、意見交換を行うなど協力関係に基づいた運行がなされている。 |

【別紙様式】 栃木県生活バス路線指定に係る市町意見について

市町名 芳賀町

| No. | 事業者名 | 運行系統名 | 当該系統の必要性の有無 | | 乗合バス事業者との協力関係に基づき運行されると認められるか (○か×) | その理由 (具体的に記載すること) |
|-----|----------|------------------|-------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|------------------------------------------|
| | | | その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など 具体的に記載すること) | その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など 具体的に記載すること) | | |
| 1 | 関東自動車(株) | 宇都宮東武～橋場～真岡営業所 | 有・無 | 芳賀町の南部を通る重要な交通機関であり、JR宇都宮駅へのアクセス、宇都宮市・真岡市方面への通院及び通学のための交通手段となっている。 | ○ | 随時バス事業者と情報の共有が図られている。路線の見直し等に適宜協議を行っている。 |
| 2 | 関東自動車(株) | 宇都宮東武～橋場～益子駅前 | 有・無 | 芳賀町の南部を通る重要な交通機関であり、JR宇都宮駅へのアクセス、宇都宮市・益子町方面への通院及び通学のための交通手段となっている。 | ○ | 随時バス事業者と情報の共有が図られている。路線の見直し等に適宜協議を行っている。 |
| 3 | 関東自動車(株) | 宇都宮東武～ベルモール～益子駅前 | 有・無 | 芳賀町の南部を通る重要な交通機関であり、JR宇都宮駅へのアクセス、宇都宮市・益子町方面への通院及び通学のための交通手段となっている。 | ○ | 随時バス事業者と情報の共有が図られている。路線の見直し等に適宜協議を行っている。 |

市町名 塩谷町

| No. | 事業者名 | 運行系統名 | 当該系統の必要性の有無 | | 乗合バス事業者との協力関係に基づき運行されると認められるか (○か×) | その理由 (具体的に記載すること) |
|-----|----------|------------|-------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| | | | その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など 具体的に記載すること) | その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など 具体的に記載すること) | | |
| 1 | 関東自動車(株) | 宇都宮駅・船生 | 有・無 | 船生地区の住民が宇都宮方面に通勤、通学、通院する他、買い物物の移動手段として重要な足となっている(1日当たり約15名)。 塩谷町公共交通網形成計画に基づき、利用促進事業や他交通機関からのアクセスを検討する事業を実施予定。 | ○ | ダイヤ改正など適時適切に情報の共有が図れている。 定期的に資料提供や情報交換の場を設定し、町民により利用しやすい運行ができるよう取り組んでいる。 |
| 2 | 関東自動車(株) | 駒生営業所・玉生車庫 | 有・無 | 玉生・大宮地区の住民が宇都宮方面に通勤、通学、通院する他、買い物物の移動手段として重要な足となっている(1日当たり約30名)。 塩谷町公共交通網形成計画に基づき、利用促進事業や他交通機関からのアクセスを検討する事業を実施予定。 | ○ | ダイヤ改正など適時適切に情報の共有が図れている。 定期的に資料提供や情報交換の場を設定し、町民により利用しやすい運行ができるよう取り組んでいる。 |

【別紙様式】 栃木県生活バス路線指定に係る市町意見について

市町名 那須町

| No. | 事業者名 | 運行系統名 | 当該系統の必要性の有無 | | 乗合バス事業者との協力関係に基づき運行されると認められるか (○か×) | その理由 (具体的に記載すること) |
|-----|----------|--------------|-------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| | | | その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など 具体的に記載すること) | その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など 具体的に記載すること) | | |
| 1 | 関東自動車(株) | 那須塩原駅～那須湯本温泉 | 有・無 | 那須湯本・高原地区の住民にとっては、通勤、通学および通院に欠かせない足であり、観光客にとっても、町内の観光施設へ移動する最も重要な交通手段となっているため。 | ○ | ダイヤ改正など適時適切に情報の共有化が図れている。 地域公共交通会議等において効率的・効果的な運行について協議を行っている。 |

市町名 那珂川町

| No. | 事業者名 | 運行系統名 | 当該系統の必要性の有無 | | 乗合バス事業者との協力関係に基づき運行されると認められるか (○か×) | その理由 (具体的に記載すること) |
|-----|----------|---------|-------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|------------------------------------------|
| | | | その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など 具体的に記載すること) | その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など 具体的に記載すること) | | |
| 1 | 関東自動車(株) | 氏家馬頭線 | 有・無 | 那珂川町とさくら市を結ぶ路線で、両市町間及び当町から氏家駅を経由した宇都宮市方面への通勤・通学等で頻繁に利用されている。また、町内外から馬頭高校へ通学する生徒の重要な足ともなっているため。 | ○ | 事業者とは、ダイヤ改正時等に情報の共有を行うなど、運行に関する連携が取れている。 |
| 2 | 関東自動車(株) | 西那須野馬頭線 | 有・無 | 大田原市・那須塩原市方面への重要な交通手段であり、両市町への高校通学や、通勤等で頻繁に利用されている。また、町内外から馬頭高校へ通学する生徒の重要な足ともなっているため。 | ○ | 事業者とは、ダイヤ改正時等に情報の共有を行うなど、運行に関する連携が取れている。 |